

「障害のある人もない人も
共に暮らしやすい千葉県づくり条例」

平成28年度 広域専門指導員等活動報告書

千葉県

はじめに

障害のある人に対する差別をなくすとともに理解を広げ、誰もが暮らしやすい社会をつくることを目的とした「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例（以下「条例」という。）」が、平成19年7月に施行されてから、平成28年7月に10年目を迎えました。

条例における差別の解消に向けた仕組みには、「個別事案解決の仕組み」、「誰もが暮らしやすい社会づくりを議論する仕組み」、「障害のある人に優しい取組を応援する仕組み」があります。このうち、「個別事案解決の仕組み」に当たる広域専門指導員等の平成28年度の活動実績をまとめました。

この報告書は主に相談活動の実績についてまとめたものですが、数値だけではなく、具体的な事例を示し、どのような調整活動を行ったのかを概説しています。

平成28年4月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下「差別解消法」という。）」が施行され、身近な市町村にも差別に関する相談窓口が設置されることになりました。広域専門指導員に寄せられる相談も増えたほか、市町村で対応困難な事案等については、市町村の求めに応じてこれまでの相談活動の経験や知識を活かして助言等をするなど、市町村の相談窓口と一体になって差別の解消に向けて取り組んできました。

今後も社会全体の取組として差別をなくし、必要な配慮が提供されるように行政はもちろん、企業、団体、個人などすべての県民が力を合わせて、障害のある人の日常生活や社会生活における様々な障壁を取り除き、障害のある人もない人も共に暮らしやすい社会づくりを推進していきます。

平成29年11月1日

目 次

はじめに

I	「個別事案を解決する仕組み」の実施体制	1
1	相談体制	1
2	相談活動の流れ	3
II	相談活動の実績	4
1	相談分野別取扱件数	4
2	千葉県における障害種別の障害者数・割合と相談取扱件数	6
3	相談分野と障害種別との関係	7
	（1）相談分野からみた相談状況	8
	（2）障害種別からみた相談状況	8
4	相談分野と性別・年代別との関係	9
5	障害保健福祉圏域別取扱件数	10
6	相談者別取扱件数	11
7	相談方法別取扱件数	12
8	相談経路別取扱件数	13
9	地域相談員や他機関との連携状況	14
10	相談態様別活動状況	16
III	相談事例からみた相談活動の状況	18
1	各分野における相談事例	18
	（1）福祉サービス	18
	（2）医療	19
	（3）商品及びサービスの提供	20
	（4）労働者の雇用	22
	（5）教育	22
	（6）建物等及び公共交通機関	24
	（7）不動産の取引	26
	（8）情報の提供等	27

(9) その他	28
2 相談活動のまとめ	30
(1) 潜在化した問題を掘り起こす相談活動	30
(2) 経験や知識を生かした活動	30
(3) 地域の連携を密にする活動	30
IV その他の活動状況	31
1 広域専門指導員等連絡調整会議の開催	31
2 障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり のための周知活動	32
V 今後の課題	34
1 継続的な周知活動	34
2 地域支援ネットワークの構築と強化	34
VI 年度別相談受付状況	35
1 相談分野別取扱件数	35
2 障害種別取扱件数	36
3 障害保健福祉圏域別取扱件数	37
参考資料	
障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例	38
障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律	48
障害者の雇用の促進等に関する法律（抜粋）	55

I 「個別事案を解決する仕組み」の実施体制

1 相談体制

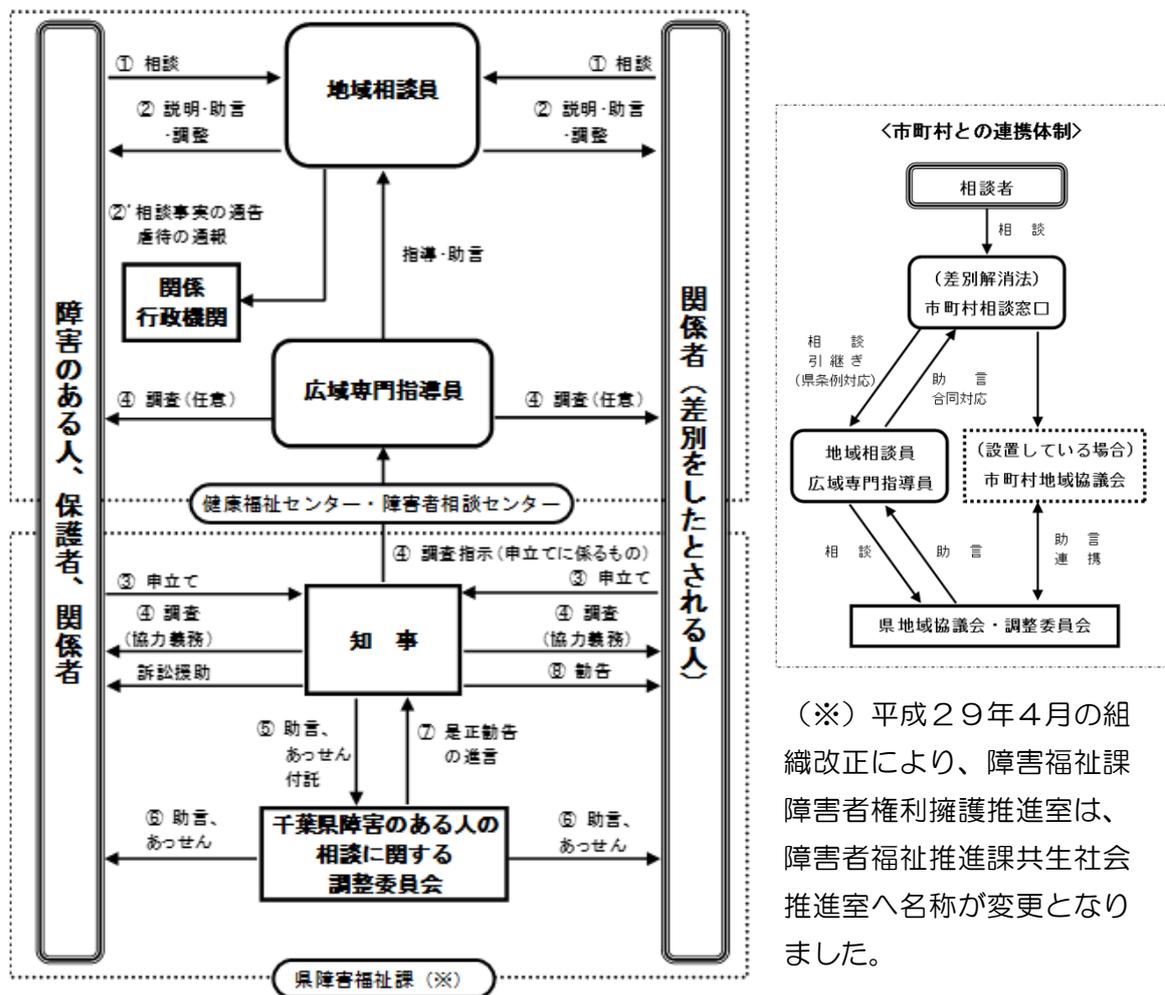
「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例」における個別事案を解決する仕組みは、身近な相談役として委嘱した県内の約 580 人の地域相談員と、相談活動を総括する 16 人の広域専門指導員の地域に密着した相談活動及び、知事の附属機関として設置された「千葉県障害のある人の相談に関する調整委員会」（以下「調整委員会」という）による助言・あっせんととの重層的な仕組みとなっている。（図1）

また、平成28年度は県障害福祉課障害者権利擁護推進室^(※)の職員が、各地域の相談活動のバックアップや、「調整委員会」の事務局としての事務を所掌し、県民からの相談は、広域専門指導員の配置機関と県障害福祉課^(※)に専用相談電話を設置して受け付けたほかFAXや電子メールによる受付も行った。

さらに、差別解消法により設置された市町村の相談窓口の求めに応じて助言等を実施するほか、事案に応じ適宜連携を図り対応した。

なお、相談の受付時間は、休日・年末年始を除き、月曜日から金曜日の午前9時から午後5時までとしている。

図1 個別事案解決の仕組み



(※) 平成29年4月の組織改正により、障害福祉課障害者権利擁護推進室は、障害者福祉推進課共生社会推進室へ名称が変更となりました。

(1) 圏域別地域相談員委嘱状況 (平成29年3月1日現在)

圏域	人数	圏域	人数	圏域	人数
千葉	75	野田	19	夷隅	23
船橋	30	印旛	62	安房	35
習志野	35	香取	30	君津	34
市川	36	海匝	37	市原	30
松戸	34	山武	33		
柏	35	長生	30	合計	578

(2) 広域専門指導員の配置状況 (平成29年3月31日現在)

圏域	配置機関	圏域内市町村
千葉	中央障害者相談センター	千葉市
船橋	中央障害者相談センター 船橋分室	船橋市
習志野	習志野健康福祉センター	習志野市、八千代市、鎌ヶ谷市
市川	市川健康福祉センター	市川市、浦安市
松戸	松戸健康福祉センター	松戸市、流山市
柏	東葛飾障害者相談センター	柏市、我孫子市(※)
野田	野田健康福祉センター	野田市
印旛	印旛健康福祉センター	成田市、佐倉市、四街道市、八街市、印西市、 白井市、富里市、酒々井町、栄町
香取	香取健康福祉センター	香取市、神崎町、多古町、東庄町
海匝	海匝健康福祉センター	銚子市、旭市、匝瑳市
山武	山武健康福祉センター	東金市、山武市、大網白里市、九十九里町、 芝山町、横芝光町
長生	長生健康福祉センター	茂原市、一宮町、睦沢町、長生村、白子町、 長柄町、長南町
夷隅	夷隅健康福祉センター	勝浦市、いすみ市、大多喜町、御宿町
安房	安房健康福祉センター	館山市、鴨川市、南房総市、鋸南町
君津	君津健康福祉センター	木更津市、君津市、富津市、袖ヶ浦市
市原	市原健康福祉センター	市原市

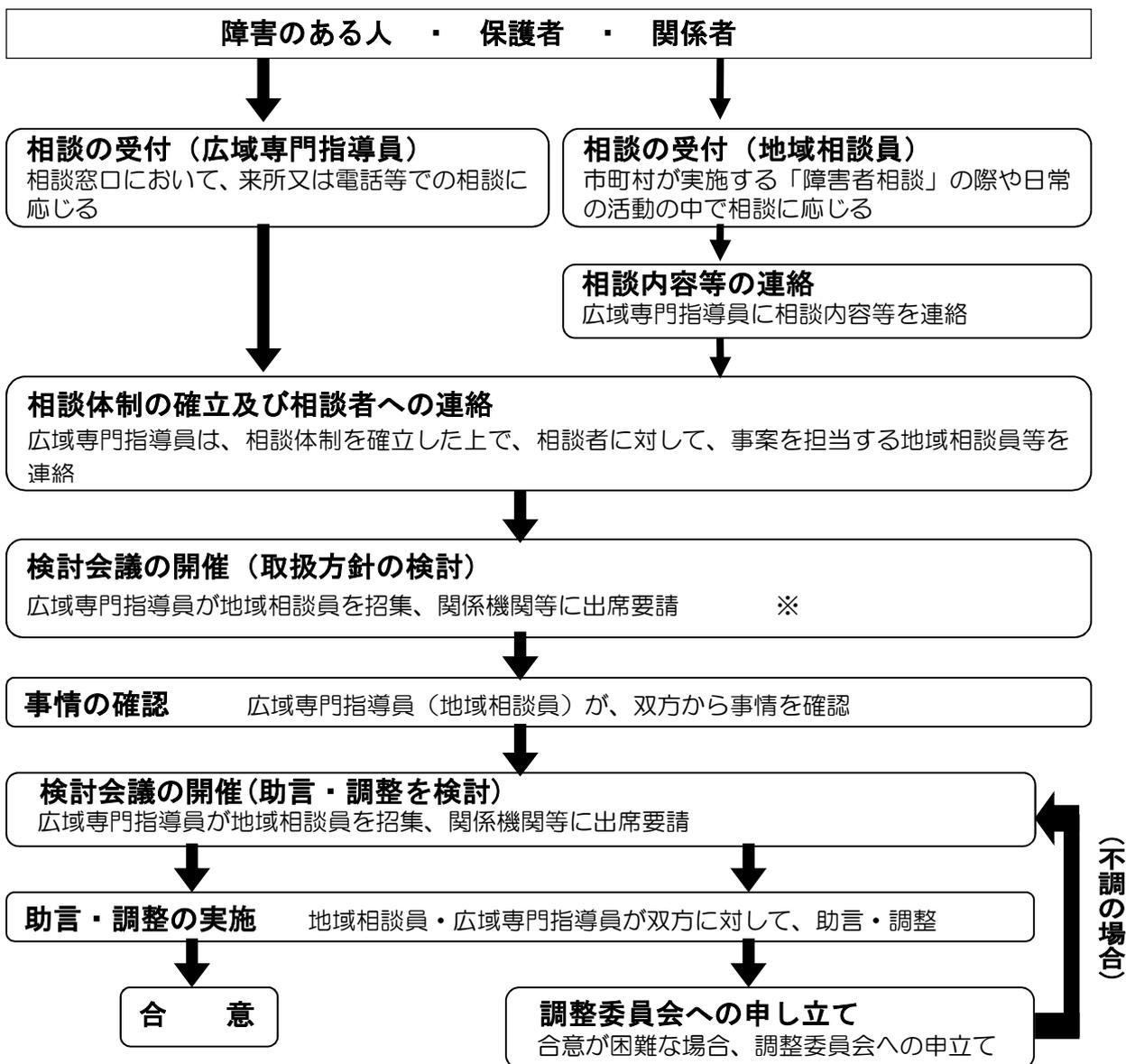
※ 柏圏域の相談窓口である東葛飾障害者相談センターは、我孫子市内にあるため、相談者の利便性から、我孫子市内の相談は柏圏域の相談窓口で受け付けることとしている。

2 相談活動の流れ

地域相談員及び広域専門指導員は、図2に示すとおり、「相談の受付」、「相談体制の確立及び相談者への連絡」、「検討会議の開催（取扱方針の検討）」、「事情の確認」、「検討会議の開催（助言・調整を検討）」、「助言・調整の実施」、「合意（相談活動の終結）」の流れに従い活動している。

なお、円滑な相談活動を確保するために、圏域内で受け付けたすべての相談事案は、一旦、広域専門指導員のもとに集約し、優先度や緊急度を個別に判断しながら相談活動を実施している。

図2 相談活動の流れ



※匿名の相談に対しても取扱方針を決める検討会議までは対応

Ⅱ 相談活動の実績

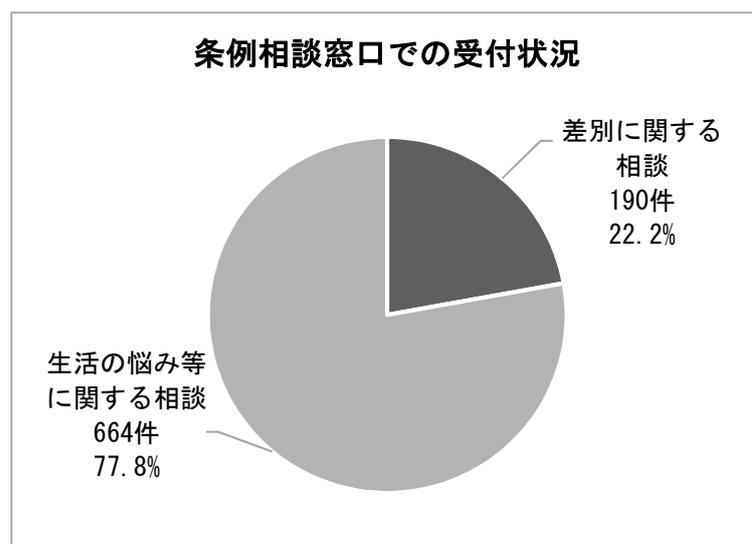
条例の相談窓口での受付状況

平成 28 年 4 月から平成 29 年 3 月末までに条例の相談窓口で寄せられた相談は、854 件であった。

この相談窓口には、はじめから「こういう差別を受けた。」と明確にされる相談よりも、様々な要素が複雑に絡み合っ、相談者自身どうしたらいいのかわからずされるものが多い。そのため、相談を受け付けた際は、まずは相談者の話をじっくりと傾聴し、生きづらさや理不尽な思い等を理解するよう心がけながら、相談者が何を求めているのか、訴えの背景に差別の問題がないか等を明らかにしてきた。

このように、差別に関する相談活動を開始するためには、寄せられた様々な相談の内容を整理し、その中から「差別に関する相談」を見極め、必要な対応をしていくことが重要である。

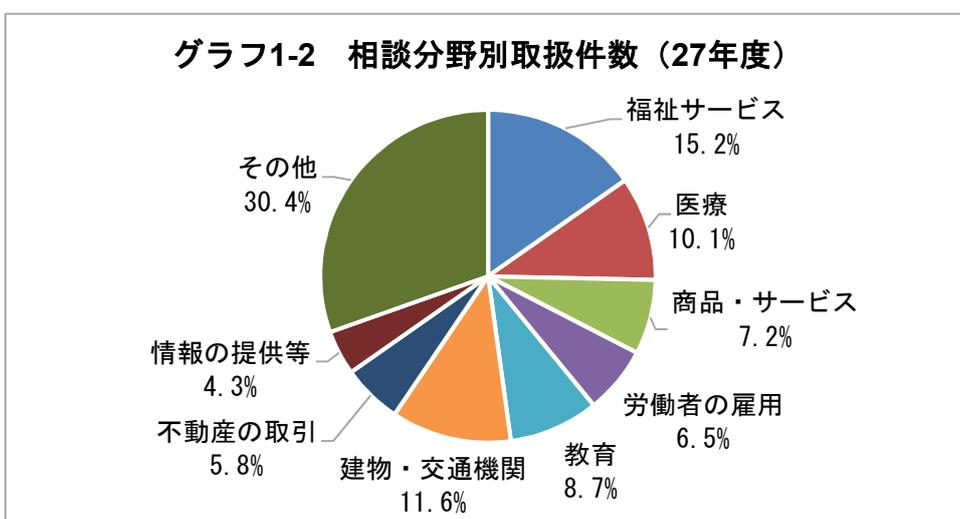
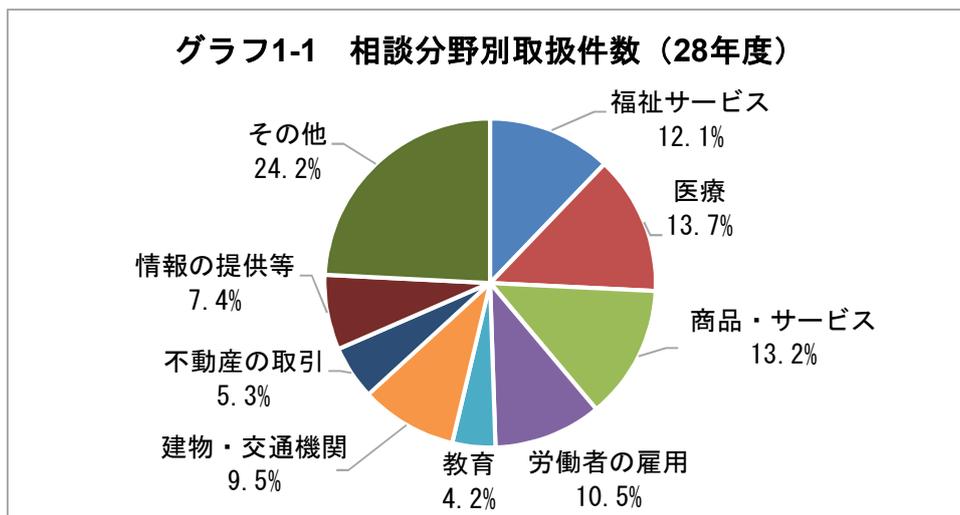
相談 854 件のうち、差別に関する相談に該当するものは 190 件で、全体の 22.2%を占めた。この 190 件について、以下のとおり分析を行った。



1 相談分野別取扱件数

	28年度(%)	27年度(%)		28年度(%)	27年度(%)
福祉サービス	23(12.1%)	21(15.2%)	建物・交通機関	18(9.5%)	16(11.6%)
医療	26(13.7%)	14(10.1%)	不動産の取引	10(5.3%)	8(5.8%)
商品・サービス	25(13.2%)	10(7.2%)	情報の提供等	14(7.4%)	6(4.3%)
労働者の雇用	20(10.5%)	9(6.5%)	その他	46(24.2%)	42(30.4%)
教育	8(4.2%)	12(8.7%)	総合計	190	138

(注) 複数の分野にまたがる相談については、主な相談分野でカウントした。



（注）割合については、四捨五入して表記したため 100%にならないことがある。

〔概況〕

平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までに受け付けた差別に関する相談 190 件について、条例第 2 条第 2 項各号に規定している差別の分野別に整理したところ、「医療」が 26 件（13.7%）と最も多く、次いで「商品・サービス」が 25 件（13.2%）、「福祉サービス」が 23 件（12.1%）となっている。

平成 27 年度に比べると、「教育」8 件（4.2%）は相談件数・相談割合とも少なくなっており、反対に「商品・サービス」25 件（13.2%）、「労働者の雇用」20 件（10.5%）「医療」26 件（13.7%）、「情報の提供等」14 件（7.4%）は多くなっている。

なお、「その他」46 件（24.2%）には、友人などから差別的な言動を受けたといった相談や、虐待が疑われる相談 19 件が含まれている。

2 千葉県における障害種別の障害者数・割合と相談取扱件数

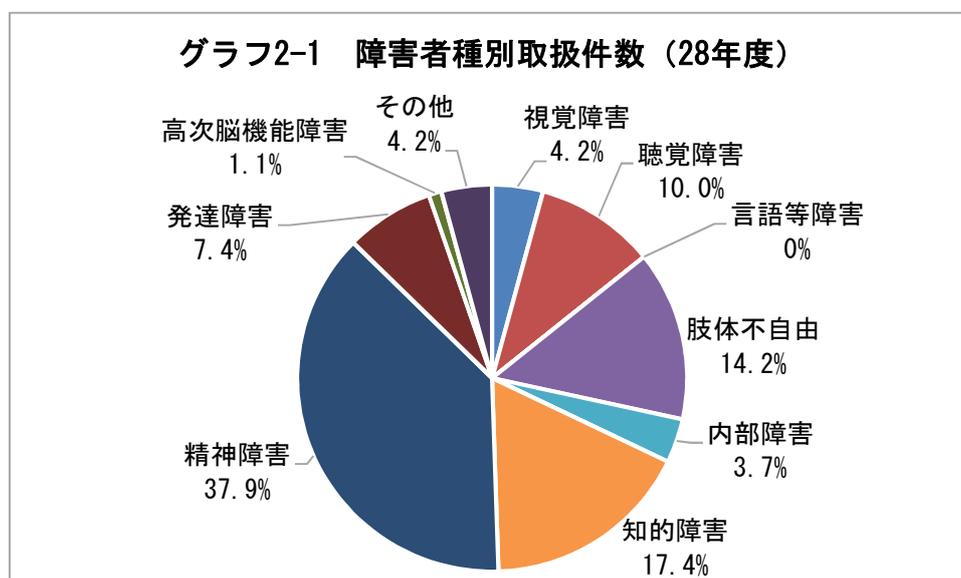
障害種別	障害者数	割合	相談件数	割合
視覚障害	10,905	3.5%	8	4.2%
聴覚障害	12,584	4.1%	19	10.0%
言語等障害	2,482	0.8%	0	0%
肢体不自由	93,422	30.2%	27	14.2%
内部障害	58,525	18.9%	7	3.7%
(身体障害合計)	(177,918)	(57.6%)	(61)	(32.1%)
知的障害	39,960	12.9%	33	17.4%
精神障害	91,021	29.5%	72	37.9%
発達障害	—		14	7.4%
高次脳機能障害	—		2	1.1%
その他			8	4.2%
合計	308,899	100%	190	100%

※ ・障害者数は、身体障害及び知的障害については手帳保持者数、精神障害については在院患者数と障害者自立支援医療の受給者数の合計。時点は、平成29年3月末（ただし、在院患者数は平成29年6月末）。

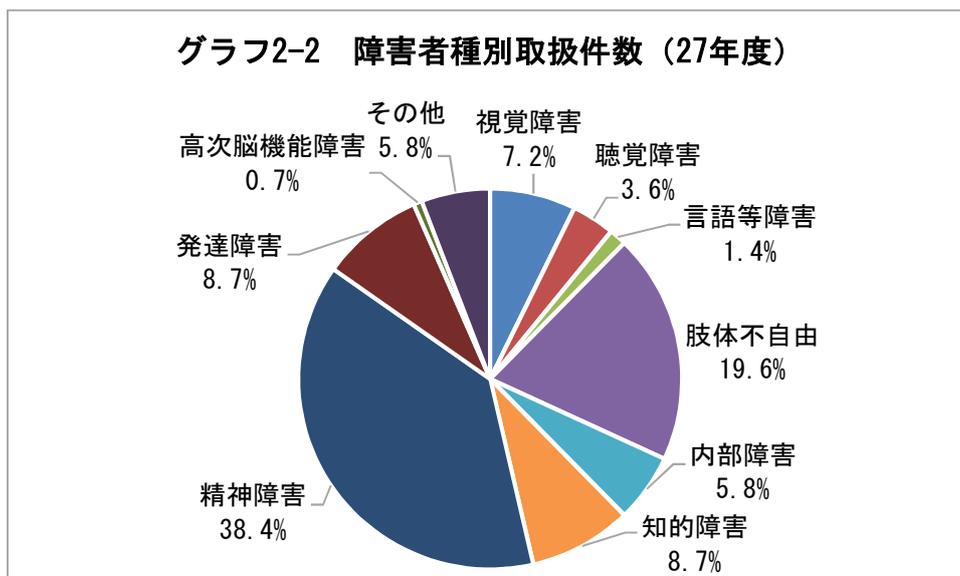
・発達障害及び高次脳機能障害のある人の数については、手帳制度のように行政において把握する方法がないため、計上していない。

(注) ・重複障害のある方については、主な障害種別でカウントした。

・割合については、四捨五入して表記したため100%にならないことがある。



グラフ2-2 障害者種別取扱件数（27年度）



〔概況〕

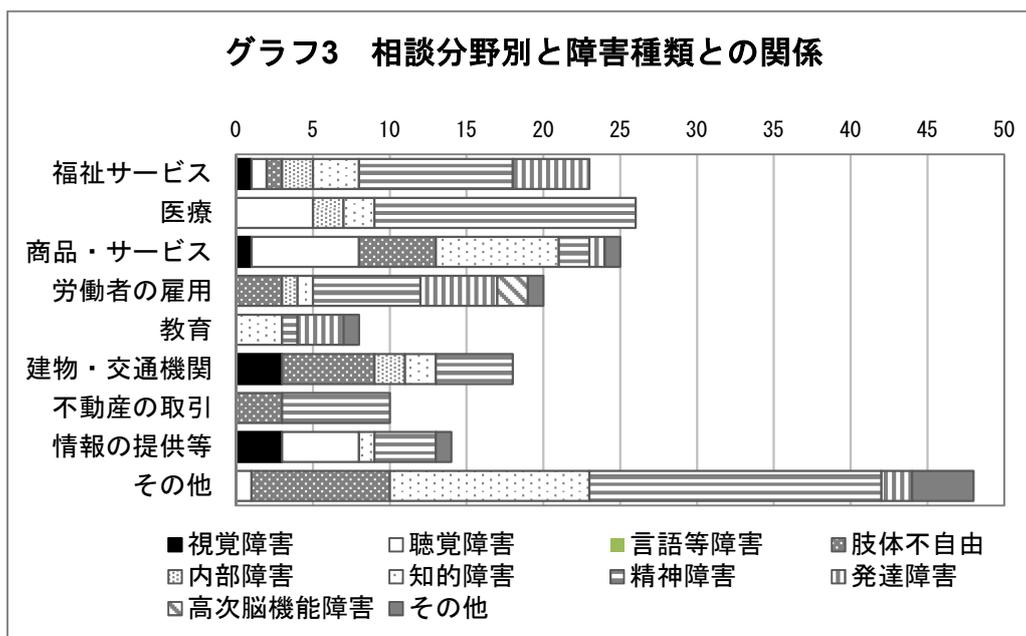
平成 28 年度に相談のあった 190 件を障害種別ごとに分類すると、「精神障害」が 72 件（37.9%）と最も多く、次いで「知的障害」が 33 件（17.4%）、身体障害の「肢体不自由」が 27 件（14.2%）となっている。また、「聴覚障害」の相談が、平成 27 年度には 5 件であったが、平成 28 年度は 19 件と増加した。

また、これらの障害種別の相談件数割合を、千葉県における障害種別の障害者数割合と比較すると、障害者数の割合に比べ、「内部障害」や「肢体不自由」については相談件数の割合が少なく、逆に「聴覚障害」が多い傾向にあった。

3 相談分野と障害種別との関係

相談分野別と障害種別ごとに相談件数を分類すると下表のようになる。

	視覚	聴覚	言語	肢体	内部	(身体小計)	知的	精神	発達	高次脳	その他	計
福祉	1	1		1	2	(5)	3	10	5			23
医療		5			2	(7)	2	17				26
商・サ	1	7		5		(13)	8	2	1		1	25
雇用				3	1	(4)	1	7	5	2	1	20
教育						(0)	3	1	3		1	8
建・交	3			6	2	(11)	2	5				18
不動産				3		(3)		7				10
情報	3	5				(8)	1	4			1	14
その他		1		9		(10)	13	19			4	46
計	8	19	0	27	7	(61)	33	72	14	2	8	190



〔概況〕

(1) 相談分野からみた相談状況

相談分野ごとにどのような障害のある人からの相談が多いかをみると、「医療」の相談件数が例年に比べ26件と多く、「精神障害」のある人からの相談がその半数以上を占めた。

また、「福祉サービス」「商品・サービス」「労働者の雇用」の相談は、さまざまな障害のある人から相談が寄せられている。一方「不動産の取引」の相談は「肢体不自由」と「精神障害」のある人からの相談であったほか、「情報の提供等」は、「視覚障害」のある人と「聴覚障害」のある人からの相談が合わせて8件と半数以上を占めた。

(2) 障害種別からみた相談状況

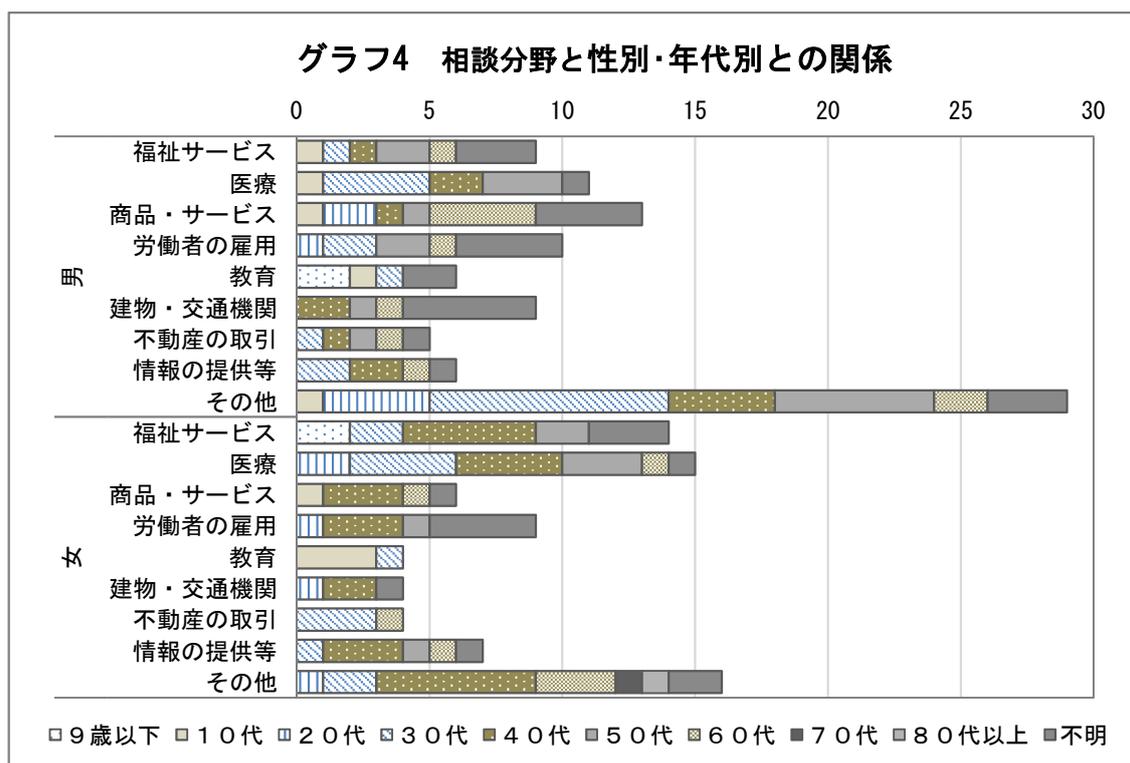
障害種別ごとに、どのような分野の相談があったかについてみると、「身体障害」のある人からの相談61件については、「その他」の相談10件を除くと、「商品・サービス」の相談が13件と多く、次いで「建物・交通機関」の相談が11件、「情報の提供等」の相談が8件となっている。相談の多くは、「肢体不自由」及び「聴覚障害」のある人からの相談であった。

「知的障害」のある人からの相談33件については、「その他」の相談が13件と約4割を占め、その半数は虐待が疑われる相談であった。

「精神障害」のある人からの相談72件については、「その他」の相談19件を除くと、「医療」の相談が17件と多く、次いで「福祉サービス」の相談が10件、「労働者の雇用」と「不動産の取引」の相談がそれぞれ7件となっている。「その他」の相談では、差別的発言を受けた、近隣住民からの嫌がらせを受けたという相談が多い。「発達障害」のある人からの相談14件については、「福祉サービス」の相談が5件、「労働者の雇用」の相談が5件と多くを占めていた。

4 相談分野と性別・年代別との関係

		福祉サービス	医療	商品サービス	労働者の雇用	教育	建物交通機関	不動産の取引	情報の提供等	その他	計
男	9歳以下					2					2
	10代	1	1	1		1				1	5
	20代			2	1					4	7
	30代	1	4		2	1		1	2	9	20
	40代	1	2	1			2	1	2	4	13
	50代	2	3	1	2		1	1		6	16
	60代	1		4	1		1	1	1	2	11
	70代										0
	80代以上										0
	不明	3	1	4	4	2	5	1	1	3	24
男計	9	11	13	10	6	9	5	6	29	98	
女	9歳以下	2									2
	10代			1		3					4
	20代		2		1		1			1	5
	30代	2	4			1		3	1	2	13
	40代	5	4	3	3		2		3	6	26
	50代	2	3		1				1		7
	60代		1	1				1	1	3	7
	70代									1	1
	80代以上									1	1
	不明	3	1	1	4		1		1	2	13
女計	14	15	6	9	4	4	4	7	16	79	
性・年齢不明			6	1		3	1	1	1	13	
合計	23	26	25	20	10	16	10	14	46	190	



〔概況〕

平成 28 年度に相談のあった 190 件を性別で分類すると、「男性」が 98 件 (51.6%)、「女性」が 79 件 (41.6%)、「不明」が 13 件 (6.8%) であった。

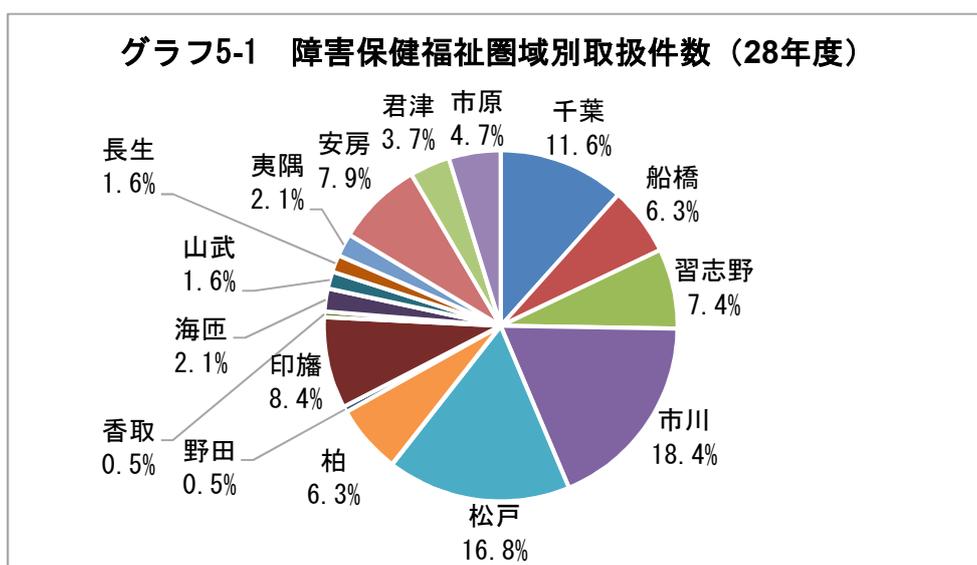
性別から相談状況をみると、男性は、「その他」の相談が 29 件 (29.6%) と最も多く、次いで「商品・サービス」の相談が 13 件 (13.3%)、「医療」の相談が 11 件 (11.2%)、「労働者の雇用」の相談が 10 件 (10.2%) となっている。女性は「その他」の相談が 16 件 (20.2%)、次いで「医療」の相談が 15 件 (19.0%)、「福祉サービス」の相談が 14 件 (17.7%) となっている。

また、平成 28 年度に相談のあった 190 件を年代別で分類すると、「不明」50 件 (26.3%) を除くと、「40 代」が 39 件 (20.5%) と最も多く、次いで「30 代」が 33 件 (17.4%)、「50 代」が 23 件 (12.1%) となっており、30-50 代で計 95 件と全体の半数を占めた。相談分野でみると、「教育」の相談は 30 代までの若い世代から、「労働者の雇用」の相談は 20-60 代から、「不動産の取引」及び「情報の提供等」の相談は 30-60 代から寄せられた。

5 障害保健福祉圏域別取扱件数

千葉	22	松戸	32	香取	1	夷隅	4	
船橋	12	柏	12	海匝	4	安房	15	
習志野	14	野田	1	山武	3	君津	7	
市川	35	印旛	16	長生	3	市原	9	
							総合計	190

(注) 事案の対応をした圏域でカウントした。



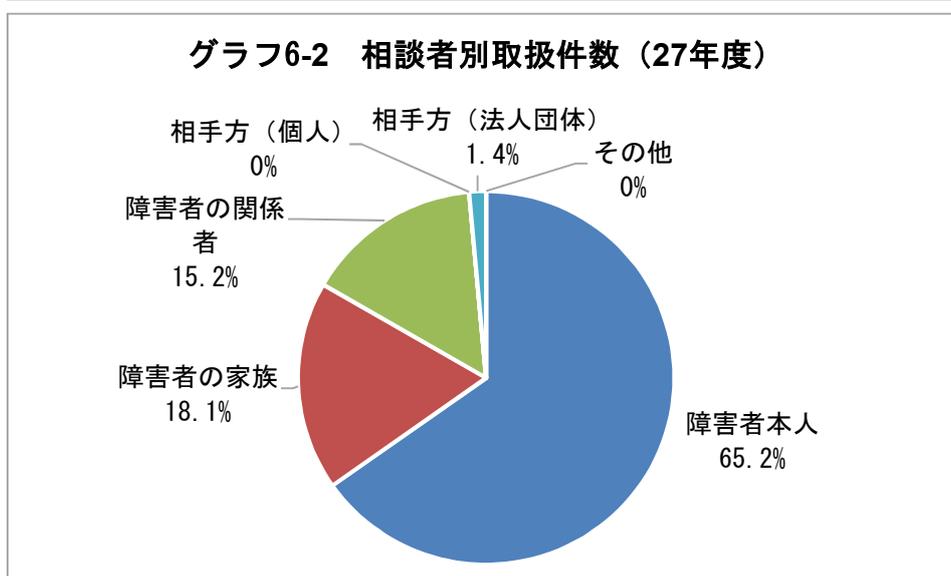
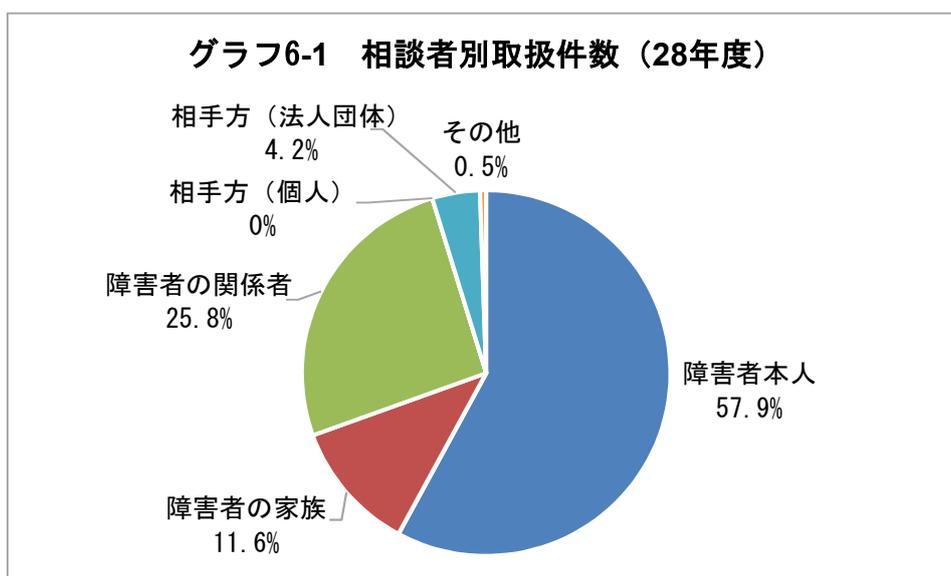
(注) 割合については、四捨五入して表記したため 100%にならないことがある。

〔概況〕

平成 28 年度に相談のあった 190 件を障害保健福祉圏域別に整理すると、市川が 35 件（18.4%）と最も多く、次いで松戸が 32 件（16.8%）、千葉 22 件（11.6%）、印旛 16 件（8.4%）の順となっている。

6 相談者別取扱件数

	28 年度	27 年度		28 年度	27 年度
障害者本人	110	90	相手方（個人）	0	0
障害者の家族	22	25	相手方（法人団体）	8	2
障害者の関係者	49	21	その他	1	0
			総合計	190	138



（注）割合については、四捨五入して表記したため 100%にならないことがある。

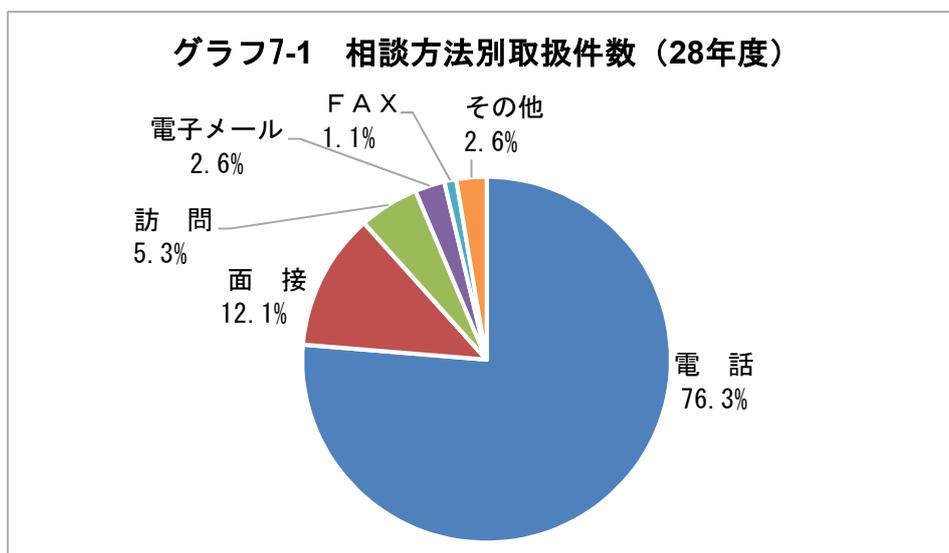
〔概況〕

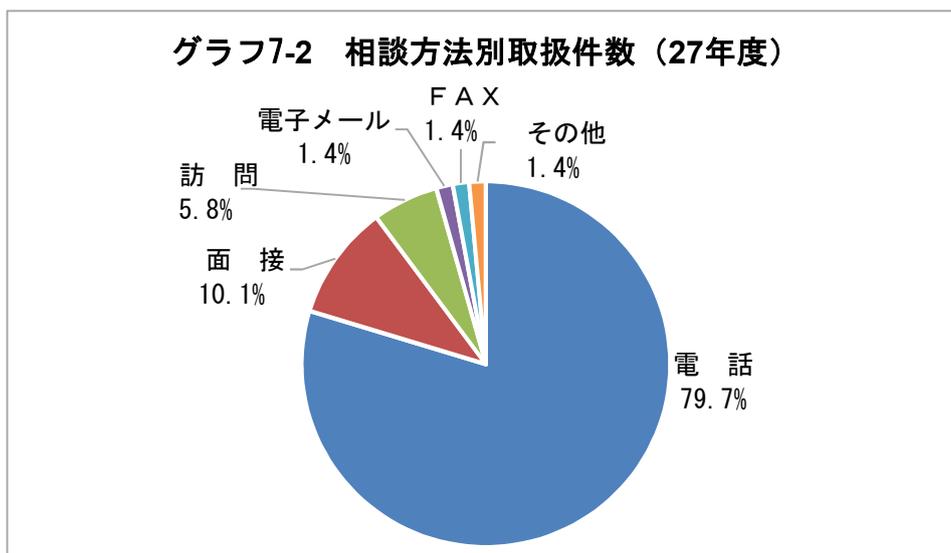
平成 28 年度に相談のあった 190 件を相談者別に整理すると、障害者本人からの相談が 110 件（57.9%）と最も多く、次いで障害者の関係者からの相談が 49 件（25.8%）、障害者の家族からの相談が 22 件（11.6%）となっている。

なお、条例の相談は、障害者側だけでなく、差別をしたとされる側に当たる相手方にも相談窓口が開かれているが、平成 28 年度においては、相手方である法人・団体の職員から 8 件（4.2%）の相談が寄せられた。その相談内容としては、障害のある人との間でトラブルが起きている、あるいは起きそうだが、障害のある方にどのような配慮をしたらよいかという具体的な対応の助言を求めてくるものであった。

7 相談方法別取扱件数

	28 年度	27 年度		28 年度	27 年度
電 話	145	110	電子メール	5	2
面 接	23	14	F A X	2	2
訪 問	10	8	その他	5	2
			総合計	190	138





(注) 割合については、四捨五入して表記したため 100%にならないことがある。

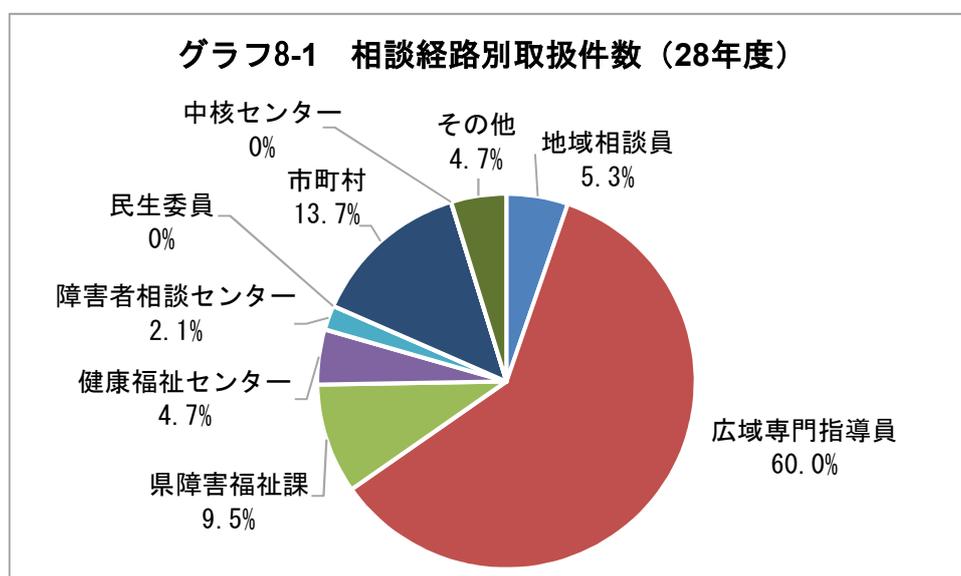
〔概況〕

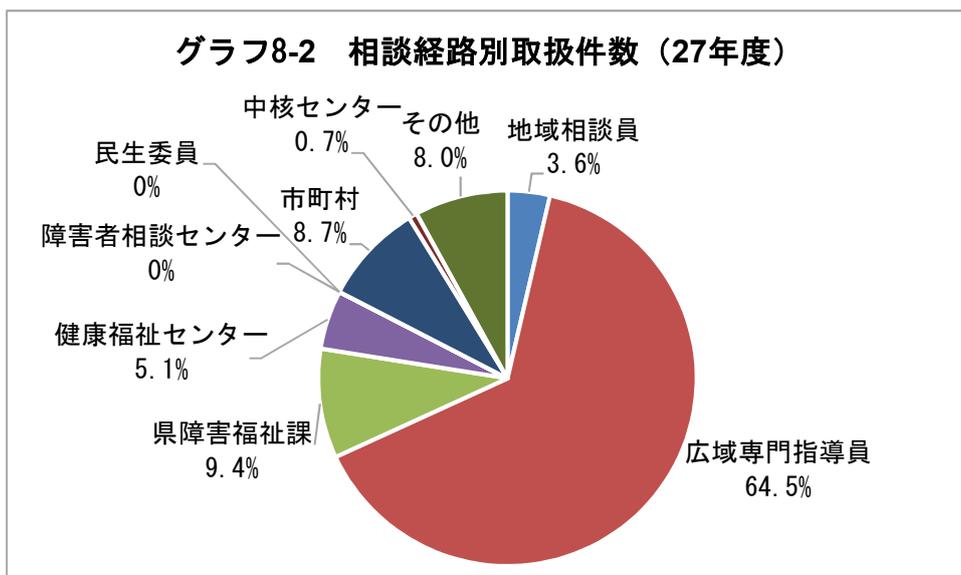
平成 28 年度に相談のあった 190 件を相談方法別に整理すると、電話による相談が 145 件（76.3%）と最も多く、次いで、来所による面接相談が 23 件（12.1%）となっている。

8 相談経路別取扱件数

	28 年度	27 年度		28 年度	27 年度
地域相談員	10	5	民生委員	0	0
広域専門指導員	114	89	市町村	26	12
県障害福祉課	18	13	中核センター(注)	0	1
健康福祉センター	9	7	その他	9	11
障害者相談センター	4	0	総合計	190	138

(注) 中核地域生活支援センターの略





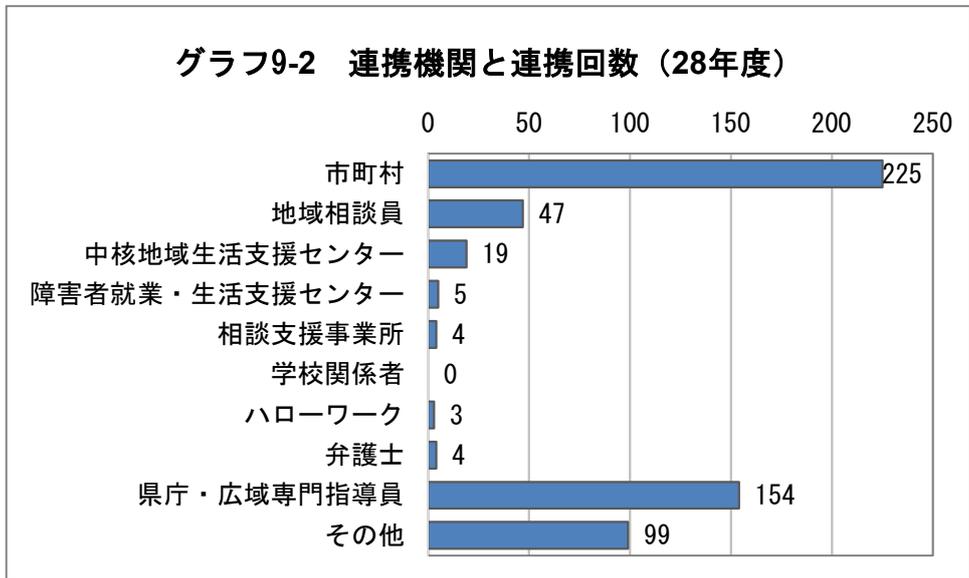
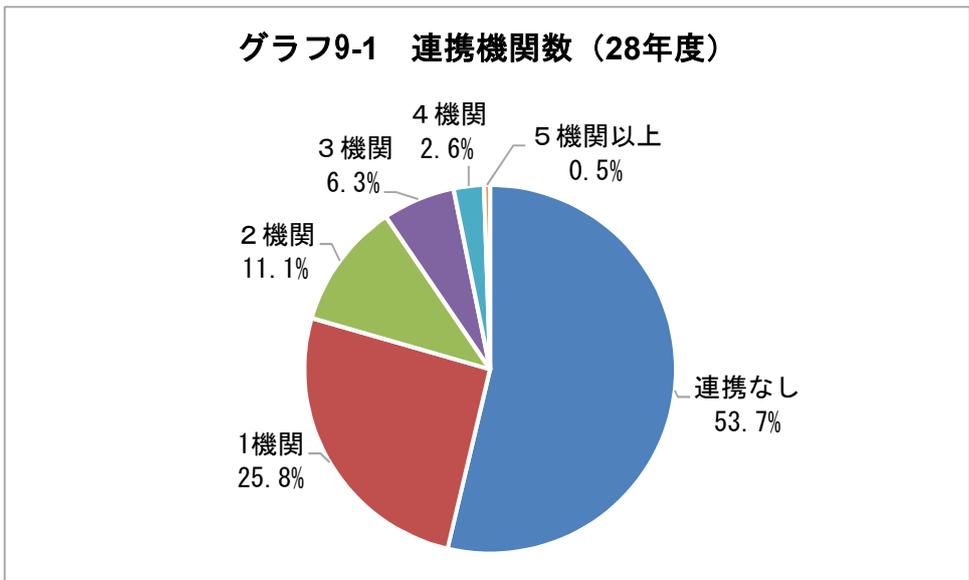
〔概況〕

平成 28 年度に相談のあった 190 件を相談経路別に整理すると、広域専門指導員が最初に相談を受けたケースが 114 件（60.0%）と最も多く、次いで市町村が 26 件（13.7%）、県障害福祉課が 18 件（9.5%）の順となっている。

特に、市町村を經由して相談を受けるケースが平成 25 年度から増えており、平成 28 年度の増加背景としては、差別解消法の施行により、市町村に相談窓口が設置されたことが影響している。

9 地域相談員や他機関との連携状況

他機関との連携の有無（件数）				
連携なし	102			
連携あり	88	内 訳	1 機関	49
		(1 事案に対する	2 機関	21
		連携機関の数)	3 機関	12
			4 機関	5
			5 機関以上	1
合 計	190			



〔概況〕

平成 28 年度に相談のあった 190 件のうち、広域専門指導員が相談活動を進めていく中で、連携を図った機関について整理した。なお、継続中の事案については、平成 28 年度末現在の段階で連携のあった機関等を抽出している。

広域専門指導員が地域相談員や他機関と連携したものは、88 件（46.3%）で、そのうち 1 機関との連携が 49 件（25.8%）と最も多く約半数を占め、2 機関以上の複数の機関と連携を図ったものは 39 件（20.5%）となっている。

これは、条例相談の問題の解決に当たっては、単に差別をしたとされる相手方との調整だけでなく、相談者を取り巻く関係機関の調整も必要とされることや、複数の関係機関が連携を図らなければならないことを表している。平成 25 年度以降、条例相談窓口に寄せられた差別に関する相談のうち、半数以上の事案は関係機関と連携を図りながら対応している。

連携している機関等とその連携回数については、グラフ 9-2 のとおり市町村が延べ 225 回と最も多く、次いで県庁・広域専門指導員が延べ 154 回、地

域相談員が延べ 47 回となっている。地域相談員の場合、13 ページの相談経路別取扱件数をみてもわかるとおり、地域相談員に直接相談が寄せられる件数は少ないが、相談の問題解決にあたっては、広域専門指導員は地域相談員の個々の専門性を考慮した上で協力を依頼し、両者が協働して活動を行っている。

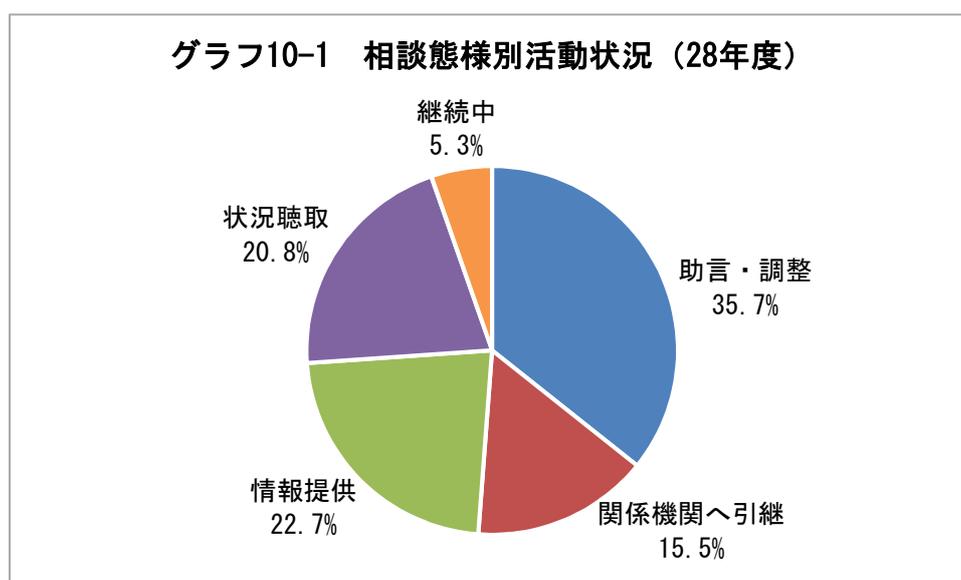
その他の延べ 99 回は、障害者関係団体やケアマネージャー、広域専門指導員が所属するセンター内の専門職種など多岐にわたっている。

他機関との連携がなく終結した 102 件については、相談者から特に調整活動の希望はなく、傾聴により終結した事案や情報提供のみで終わった事案が約半数を占めた。

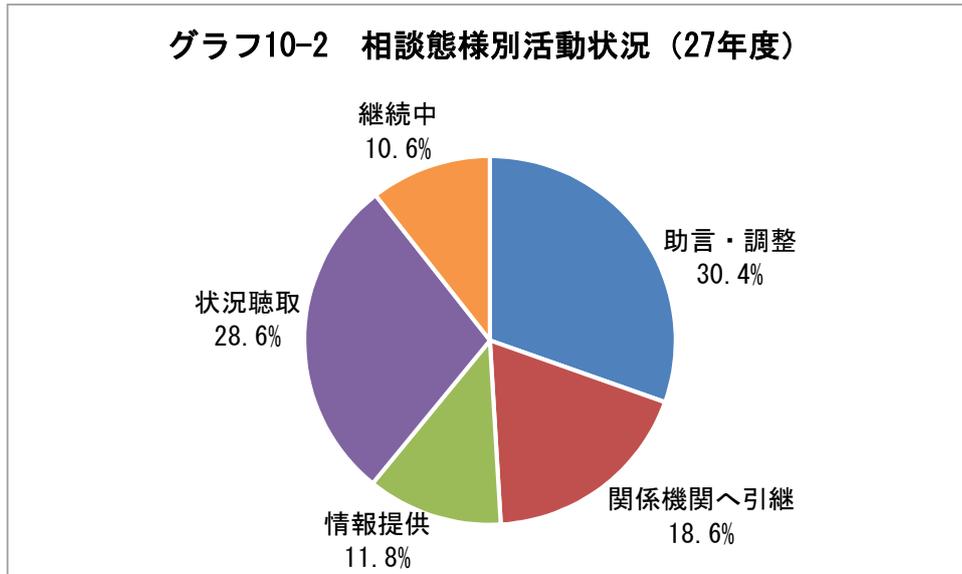
10 相談態様別活動状況

相談態様	28 年度			27 年度		
	件数	活動回数	平均回数	件数	活動回数	平均回数
(1)助言・調整	74	887	12.0	49	597	12.2
(2)関係機関へ引継	32	263	8.2	30	249	8.3
(3)情報提供	47	246	5.2	19	106	5.6
(4)状況聴取	43	311	7.2	46	261	5.7
終結件数 計	196	1,707	8.7	144	1,213	8.4
継続中	11	502	45.6	17	180	10.6
合計 ※	207	2,209	10.7	161	1,393	8.7

※前年度からの引継ぎ事案も含む



グラフ10-2 相談態様別活動状況（27年度）



〔概況〕

平成28年度においては、年度内に相談のあった190件のほか、平成27年度から引き継いだ17件を含めた計207件について、延べ2,209回の相談活動を実施した（ここでいう相談活動とは、電話相談や訪問等による面接相談、関係機関に繋げるための連絡調整、当事者間に入り問題解決を行う調整活動等、広域専門指導員が行う活動を指す。）。

また、この207件のうち、196件（94.7%）は年度内に終結している。

なお、207件を相談態様別に整理すると、「助言・調整」を行った事案が74件（35.7%）、「関係機関」に引き継いだ事案が32件（15.5%）、本人に「情報提供」をして終わった事案が47件（22.7%）、相談者の意向等により話を聴いたのみの事案（「状況聴取」）が43件（20.8%）、「継続中」が11件（5.3%）となっている。

Ⅲ 相談事例からみた相談活動の状況

第Ⅲ章では、平成28年度にどのような相談が寄せられたか、また、それに対しどのように活動して解決してきたのかを分野別に整理した。

1 各分野における相談事例

(事例は、個人情報の保護の観点から、実際のを基に再構成している。また、文章中の「本人」とは、事例の障害当事者のことを指している。)

(1) 福祉サービス

【事例1】 民間保育園で医療的ケア(導尿)を過重な負担と断られた。

【相談者】 市町村の差別相談窓口担当者(内部障害のある子どもの保護者)

【相談の内容】

市町村の差別相談窓口に、内部障害(排尿障害)のある子どもの保護者より、「これまでは保育園に医療的ケアを頼むのは本来業務の範囲を超えていると認識し、保護者が自宅のみで導尿していた。主治医から導尿の回数を増やさないと尿路感染症を起こす可能性があると言われ、保育園(看護師常駐)で導尿できないか相談したが過重な負担と断られた。保育園で導尿ができない場合に他に利用できるサービスについて教えてほしい。」と相談が寄せられた。今後の対応について担当者会議を開催したいので、広域専門指導員に出席してほしい。

【対応と結果】

- 1 打ち合わせや担当者会議等に参加して、これまでの経過等状況確認するとともに、広域専門指導員からは、保育所等での医療的ケアについて情報提供した。また、保護者も保育所主管課も、保育園の看護師は導尿の処置経験がない等の保育園が断った理由を受け入れ、当該園には負担をかけたり強制したりはできないという見解を示しているとのことから、保育所主管課に対し「合理的な配慮に基づく措置」について話し合う必要性など今後の対応について助言した。
- 2 どのような対策があれば、保育園において医療的ケアが受け入れられるか代替案等を検討する場が設けられ、広域専門指導員は、一緒に代替案を検討するとともに、今後の関係機関との調整や医療的ケアも含めて支援が受けられるよう地域保健師への引継を助言した。
- 3 差別相談窓口担当者より、保護者に代替案(公立保育所への変更、訪問看護等の利用など)を提供した。保護者からは、すぐに実行することは困難であり、自宅での導尿回数を増やす等により昼間の導尿の緊急性が減ったことから現状維持する回答とともに、対応への感謝と市町村の新しい取り組み等の情報提供依頼があった。
- 4 また、今後の支援等として地域保健師を紹介すると、保護者も子どもの発達の心配などを抱え、保健師の関わりを希望していることがわかり、広域専門指導員の同席のもと地域保健師に引継し終結とした。

福祉サービス分野の相談は、サービス提供者が障害について配慮してくれないとか、支援者側から納得のいく説明が得られず、また差別的な言葉を言われたなどという相談が寄せられた。

事例1は、市町村に寄せられた医療的ケアが必要な子ども（以下「医療的ケア児」という。）に関する相談であり、市町村からの求めに応じ、広域専門指導員が会議への出席や関係する資料の提供、助言等を行った事例である。条例では、個別事案に即して、関係者が知恵を絞ったり、地域の専門機関の知恵を借りたりしながら「合理的な配慮に基づく措置」について話し合うというアプローチを採用している。広域専門指導員が関わることで、単に難しいと判断するに止まらず、関係機関の協議の場がもて、代替案を検討、提示することにつながった。広域専門指導員は、障害のある子どもと保護者にとって一番よい方向で、将来も見据えて解決が図られるように活動している。また事例1をきっかけに、当該自治体として医療的ケアの必要な児童の保育所等受入について、障害者差別解消支援地域協議会（以下「地域協議会」という。）にて協議してもらうことにつながったほか、保育所、保育園、幼稚園等への周知活動につながった。

医療的ケア児が増加していることを背景に、平成28年6月3日公布の「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」において、地方公共団体に対し、医療的ケア児が必要な支援を円滑に受けることができるよう、保健、医療、福祉、その他の各関連分野の支援を行う機関との連絡調整を行うための体制整備に関する努力義務が規定された。

広域専門指導員は、今後も個別性に配慮したきめ細かな相談活動を続け、同時に個々の事例を通して関係者と協議を重ねる中で、支援体制の整備など地域づくりに波及していくことも意識して活動を行っていく必要がある。

（2）医療

【事例2】 聴覚障害があるため受診を断られた。

【相談者】 聴覚障害のある人

【相談の内容】

医療機関を受診したく調べたところ、予約が必要であるとホームページに記載されていた。ホームページ上にはFAX番号の記載等がなかったため、FAXでの予約は可能かとFAXで問い合わせをしたところ、受診を断られた。他の聴覚障害者が今後受診を断わられないようにしてほしい。

【対応と結果】

- 1 医療機関を訪問し、受診を断った事情と併せて医療機関側の体制上の悩みを確認した。受診を断った理由には、手話通訳同席での受診を受け入れた経験がなかったことや手話通訳の手配（継続的、緊急時、夜間対応等）が困難と考えたこと、そして過去に筆談で受け入れた聴覚障害のある患者の対応に苦慮したことから対応は難しいと判断したことなどがあげられた。

2 本人の意思が伝わっていないなど、本人とのやり取りが不足していたことや手話通訳派遣事業の情報不足など課題と思われる点を伝え、差別解消法等を説明し、理解をしてもらうとともに今後の方向性について話し合った。ホームページに聴覚障害者の情報保障としての FAX 番号等記載することや、病院の体制づくりを検討してもらうことになり、マニュアル等作成の参考となる資料を提供した。

・提供した資料：条例、差別解消法パンフレット

千葉県手話言語等条例、厚生労働省作成の対応指針

3 また、医療機関からの依頼により、地元自治体の福祉サービス及び手話通訳派遣事業等の「出前講座」の企画につながった。

4 相談者に調整活動の結果を報告したところ、納得されたので終結とした。

5 なお、ホームページは即日修正され、FAX 番号及び相談窓口が明記されたほか、後日、医療機関がマニュアルを作成し、院内に周知している事を確認した。

医療の分野における相談は、医療従事者の対応が障害への理解や配慮がないことや不利益な扱いをされた、治療等について納得いく説明がなかったなどの相談が寄せられた。

事例 2 は、聴覚障害のある本人から、受診を断られたという相談であるが、手話通訳派遣担当者が相談者とのやり取りの中で差別に該当するのではないかと疑問を持ち、相談につながった事案である。このように、日常生活の困り事の中に差別の問題が潜んでおり、障害者本人は起きている事象のみを捉え差別と認識していない場合もある。平成 28 年度は、同様に聴覚障害のある方から FAX で受診予約ができない、手話通訳同席の受診を拒否されたという相談があり調整活動を行っている。医療機関側も、安全面等も含めた適切な医療を提供できる体制を考慮した上で、他医療機関を紹介した事例もあるが、最初に納得できる十分な説明がないと、受診拒否と捉えられてしまうことがある。

医療分野は、生命・健康に直結し、緊急の対応を要する場面も想定される重要分野であるため、今後も機会を捉えては医療機関に対する啓発活動を行い、障害のある人が安心して医療が受けられるような配慮を求めていく必要がある。

(3) 商品及びサービスの提供

【事例 3-1】 スーパーのレジ係に差別されている。

【相談者】 肢体不自由のある人

【相談の内容】

近所のスーパーの特定のレジ係が、以前から自分の順番になると嫌な顔をして「隣のレジへ」と言う。差別である。文句を言ってほしい。

【対応と結果】

1 相談者に条例および差別解消法について説明するとともに、条例による相

談活動の仕組みを説明し、条例による解決を望むことを確認した。

- 2 当該店舗を訪問し、店長に相談内容を伝えて状況等を確認した。また条例と差別解消法について説明し、併せて身体障害や聴覚障害のトラブルの例を具体的に説明した。
- 3 店長から、最近レジのトラブルは聞いていないが確認したいこと、目の見えない方などが来店するが、障害のある方への対応は徹底して行っているとの話。その方の勘違いかもしれないが、何れにしても店員に障害のある方の立場に立って仕事に当たるように周知徹底したいなどのコメントとともに、謝罪の言葉があった。
- 4 相談者へ店長との話の内容を伝え、納得されたため終結とした。

【事例3-2】 知的障害のある人への対応について知りたい。

【相談者】 商品販売店の人

【相談の内容】

知的障害のある方が毎日同じ時間に来店し、奇声を発したり、にこにこしながら他の客に近づいたりするので困っている。どのように対応したらよいか。

【対応と結果】

- 1 知的障害の特性やパニックになる状況及びパニックの様子について、具体的に説明し、店や他の来店者に危害を加えそうになったり、パニック兆候があったりした場合の対応について伝えた。併せて、知的障害者の団体に所属する地域相談員を紹介した。
- 2 地域相談員へ協力を依頼。翌日、本人の来店時刻に合わせて地域相談員が店舗に行き、パンフレットで対応等について説明するとともに、入店してきた当該障害者に対し、声はかけずに見守り、店内での様子やその後の行動を追って状況等を確認した。退店後に別の店舗でも商品を見るなどの行動があったので、別店の方からも話を聞くと、数年前から店に来て中に入ったり、売り物を触ったりしていたが、今は中に入ることはなくなったことや福祉作業所に通っていることがわかった。地域相談員が福祉作業所に連絡を入れた。
- 3 相談者より「地域相談員さんが来て、話やいろいろな配慮をしていただいたので解決できそうです。ありがとうございました。」と電話が入った。
- 4 後日、広域専門指導員が福祉作業所へ周知活動と店舗へ差別解消法と条例の説明に行き、終結とした。

事例3-1は、レジ系の対応に差別を感じての相談である。同様に商品及びサービスの提供の分野では、サービス提供側の障害や障害のある人への理解不足から適切な配慮がなく、嫌な思いをしたという相談や、サービスの提供を拒否されたという相談が変わらず寄せられている。今後も事例を通して周知活動を行い、理解の促進に努める必要がある。

事例3-2は、事業者側からの対応についての相談である。専門の知識をもつ地域相談員と連携することで、早期解決した事例である。広域専門指導員は、必

要に応じて相談分野を専門とする地域相談員と協同して、解決に導いている。

平成 28 年度は差別解消法が施行されたことにより、同様に事業所などからどのように対応すればよいか、こういう対応は差別にあたるのか、求められる配慮に困っているなどの相手方とされる側からの相談が 8 件と増加した。

(4) 労働者の雇用

【事例 4】 職場での呼称方法に差別を感じる。障害を理解してほしい。

【相談者】 高次脳機能障害のある人

【相談の内容】

職場において、上司が正社員とパートを呼ぶ際の呼称が不快であり、差別ではないか。自分に対しては本名で呼ぶが、自分のいないところで「午前の人」「午後の人」と呼ぶ。呼称方法については、社員 A が異動してきてからの出来事であり、今月で社員 A が退職予定であるため様子を見たいが、精神障害について理解がないように感じるので、周知活動をしてほしい。

【対応と結果】

- 1 職場を訪問し責任者に対して、条例、差別解消法についてのパンフレットを渡して説明した。障害と言っても内部障害や精神障害、知的障害など見た目では障害がわかりにくい方がいること、従業員にも障害にはさまざまな種類があることを周知し、可能な範囲で合理的配慮を提供して頂きたい事をお願いした。
- 2 責任者より、来客者に対する配慮や従業員に障害者手帳所持者がいるため、働きやすい職場になるよう従業員に周知していきたい等のコメントをいただき、終結とした。

事例 4 の呼称方法については、調整活動を望まなかったため事実関係を確認することができなかった。同様に労働者の雇用の分野においては、差別的な発言や扱いをされたといった相談や、障害があることへの配慮をしてもらえないといった相談が寄せられている。

平成 28 年 4 月からは改正障害者雇用促進法の施行により、雇用の分野で障害のある人に対する差別が禁止され、合理的配慮の提供が義務付けられた為、広域専門指導員は相談の内容に応じて、労働部門の相談窓口へつなげる活動により問題解決に導いている。労働部門へつなげた中には、使用者虐待として捉えられた事案もあり、雇用の分野においては、使用者による虐待の可能性も念頭に置いて今後も活動を行っていく必要がある。

(5) 教育

【事例 5】 進路先の選択肢を狭くしないで欲しい。

【相談者】 特別支援学校に通う発達障害のある子どもの保護者

【相談の内容】

特別支援学校に通っているが、来年中学校に進学する。進路先として特別支援学校中等部と地元中学校の特別支援学級で迷っている。

行政の相談機関に相談したところ、地元中学への入学を断るような発言があった。不利益な取扱いにあたるのではないか。子どもの教育の機会を狭めないでほしい。

【対応と結果】

- 1 広域専門指導員が保護者の相談した相談機関へ連絡し、相談を受けた担当者に状況等を確認したところ、担当者は保護者からの相談後、現在通学している学校に保護者の希望について問い合わせをし、地元中学校の特別支援学級は難しい状況に感じたこと、しかし、保護者が主張するように教育面での配慮は検討すべきことなので、以下の2つの選択肢を保護者に提示して、保護者からの連絡を待っている状況であることがわかった。
 - ①地元中学校の体験をすること。体験には面談後、申請が必要なこと。
 - ②別の支援学校を選択肢として検討できること。但し自力通学が必要。
- 2 上記結果を保護者に報告、担当者が連絡を待っていることを伝言したところ、「話をしてもらえて安心した。」との言葉が聞かれた。また同時に今回の相談の背景に通学手段に苦勞している現状があることがわかったため、日常の主たる相談先である地域活動支援センターの支援者へ連絡し、他に手段がないか聞くとともに通学手段で悩んでいる状況を情報提供した。
- 3 1カ月程して再度保護者より、「地元中学校の説明会の連絡が来ない。中学校に問い合わせをしたが、相談機関から中学校へ申し送りがされていないようだ。相談機関が連絡してこない。」などと相談機関に対する不満等が寄せられた。このため、これまでの相談の経過について確認したところ、「そうでしたか。体験しても無理なことはわかっている。地元の中学だと通学が楽であると中学校に伝えたが、中学校は入学させる気などないと感じた。」などとおぼされた。
- 4 広域専門指導員から、体験をしてから進学先を検討してもいいのではないかなどの助言や、学校を選択する権利について伝えたが、保護者からは、あきらめる言動とともに対応についてお礼の言葉をいただいたことから終結とした。

教育分野においては、障害のある園児・児童・生徒に対して障害特性に応じた配慮がなされないという相談から、行事への参加や保護者間の関係性について相談が寄せられた。

事例5は、保護者が、子どもの教育やその後の進学面と日々の通学の困難さとの葛藤から生じた相談である。広域専門指導員がよく話を聴くことで主訴の背景に、通学手段の悩みがあることが判明した。通学支援については、主たる相談機関へ相談を勧めたが相談につながらず、また体験の機会を提案するが体験には至らなかった。広域専門指導員は、相談者がそのとき持っている能力を十分に

発揮して決定できるように、またその問題解決を図っていこうとする力を高められるよう意識して活動し、相談者の選択と考えの相違があっても、相談者の選択を支援し寄り添う姿勢を大切にしている。

障害児（者）の通学や通勤に関する移動支援については、各市町村の判断に応じて地域生活支援事業の中で実施されているが、条件や限度などが設けられていることもあるなど各自治体の裁量に任されているのが現状である。また、差別解消法の施行に伴い、国において教育機関による「合理的配慮」との関係や教育と福祉の役割分担の在り方等の課題について、継続して議論されているところである。

（６）建物等及び公共交通機関

【事例 6－1】 障害者用駐車スペースに駐車したところ、外見から障害者ではないと判断され注意された。

【相談者】 内部障害のある人

【相談の内容】

小売店の駐車場で、障害者用駐車スペースに駐車したところ、他の来客者から、「ここは障害者の場所だから歩ける人は止めちゃダメだよ。」と外見で判断され、内部障害の大変さを理解してもらえなかった。仲裁に入った店の人からも「平等の社会なら、障害者専用駐車スペースもいらなだろう。」と理解のない発言があった。最終的にはその場で話し合いにより解決したが、この問題は自分だけの問題ではないため、障害を理解してくれる人が一人でも増えてほしいと周知活動を望まれた。

【対応と結果】

- 1 今回の事案そのものは解決されており、本人は、一般社会への障害への周知活動を行うことを望まれたため、本人の思いを傾聴し、相談者の意向を踏まえ、周知活動をさらに積極的に行うことを伝えた。特に当該小売店は、市内に複数の店舗を構えることから、周知活動をしていきたいことを伝え、終結とした。

【事例 6－2】 障害に配慮した環境整備をお願いしたい。

【相談者】 市町村の差別相談窓口担当者（肢体不自由と視覚障害のある人）

【相談の内容】

市町村の差別相談窓口に、杖を使用する肢体不自由と視覚障害のある人から、「駅と商店につながる道路に手すりが設置してあるが、手すりの下にプランターが置いてあり、手すりにつかまることができず転倒したこともあるので、移設してほしい。また、点字ブロックが欠けているので転倒の危険がある。点字ブロックとタイルの色採が同系色で見分けづらいので塗装をしてほしい。点字ブロック付近の看板は支障になる。それぞれ担当する課に相談しているが、障害の立場に立った話し合いができないと思われるので、差別相談窓口担

当課にも差別解消法ができたので対応してほしい。」との相談が寄せられた。今後の対応について検討するので広域専門指導員に会議へ出席してほしい。

【対応と結果】

- 1 会議へ出席し、相談者の主訴および関係課の対応状況について説明を受けたところ、担当課が関係する住民団体に確認し、プランターは地元小学校の授業の一環であることなどがわかり、すでに道路管理を担当する課との協議や本人との現地確認等が行われ、要望の中にはできないことがあること、また早急に改善できない内容があることを説明し、相談者に理解を得ている状況であった。
- 2 広域専門指導員より、差別相談窓口担当課に以下の助言を行った。
 - ①本人の主訴を整理し、関係課を交えた会議を開催して、今後の対応方針を検討する必要性。
 - ②関係課が差別解消法を理解して対応しているのか。クレーム対応になっていないか。差別解消法の概要や対応の流れを説明する必要性。
 - ③差別解消法の視点でどのような配慮が必要か、地域協議会の意見をもらうことの提案。
 - ④合理的配慮の前提である環境整備についての検討の必要性など。
- 3 地域協議会の議題となり、会議に参加してその後の状況について確認した。地域協議会から、プランターの設置については、クレーム対応で解決するのではなく、地域の障害のある方の生活を小学生に知ってもらい、子どもたち自身が考える取組に考えてもらう取組が必要ではないかなどの意見をいただいた。
- 4 担当課と本人との間ですでに対応について了解が得られているが、改めて差別相談窓口担当課より、対応終了について本人の了解をもらい事案は終結とした。
- 5 広域専門指導員は、本事案を通し今後に向けて差別相談窓口担当課としての差別相談対応の課題を伝えた。

事例6-1は、注意した人も障害のある人が駐車する場所との認識からとった行動と考えられるが、外見だけで判断したため起きた問題である。内部障害は、外見だけでは障害があることを理解してもらえないことによる困難さをもっている。その他にも内部障害のある人から、公共交通機関で席を譲ってもらいたいという内部障害は理解してもらえないといった相談も寄せられた。

事例6-2は、市町村の差別相談窓口に寄せられた相談ではあったが、先に直接関係する担当課へ相談を入れており、既に担当課も対応していた為、差別の視点で積極的に対応できなかった事案である。しかし、広域専門指導員が関わることにより、差別の視点で改めて対応を振り返り、本人の了解を得たり、地域協議会へかけたりするなど協議へとつなげることができた。身近な市町村には、様々な相談が持ち込まれる。しかし、相談を持ち込まれた部署では主訴を中心に解決にあたるため、背景にある差別の問題に気付けない場合が考えられる。このため、広域専門指導員は市町村の差別相談窓口とも連携して、引き続き行政分野に対して周知活動に取り組んでいく必要がある。

(7) 不動産の取引

【事例7】 身内に連帯保証人になって貰わずに、賃貸住宅の契約更新をしたい。

【相談者】 単身住まいをしている精神障害のある人

【相談の内容】

高齢の親族に現在の賃貸住宅の保証人を頼んでいるが、親族が死亡した場合や、高齢を理由に不動産屋が保証人として認めてくれないと将来住めなくなる可能性がある。自分の障害は偏見を持たれているので、簡単にアパートは借りられないと、地域相談員に悩みをこぼされた。

【対応と結果】

- 1 地域相談員は、生活保護担当課や障害担当課、社会福祉協議会などに問合せるが有益な情報は得られなかった。住宅入居等支援事業（居住サポート事業）について知り、当該事業を担当する基幹相談支援センターに相談し、「民間の保証人請負会社」を利用できること、そのプロセスの全てをバックアップしてくれることが確認できた。
- 2 相談者に情報提供したところ、民間の保証人会社を知り安心したとの言動が聞かれ終結とし、地域相談員は、一連の活動を広域専門指導員へ報告した。
- 3 広域専門指導員は、地域相談員に対し、今後不動産賃貸に関する相談があった場合に参考になる千葉県の情報を提供するとともに今後も活動をお願いした。

不動産の取引の分野においては、障害があることを理由に入居を断られた、物件が見つからないといった相談が例年同様に寄せられている。障害への誤解や偏見を取り除き、障害のある人が障害のない人と同等に地域で生活することができるように不動産仲介業者等に理解を求めることが必要である。

事例7は、地域相談員が身近な相談者として、相談者のつづやきの中から悩みや困りごとを掘り起こし、今後予測される問題に対応した事案である。障害のある人が、必要な情報を得られることも、地域で生活していく上でとても大切なことである。

広域専門指導員は、地域相談員と今後も地域での研修等を通じて、顔をつなぎ、お互いの機能と役割を認識し、広域専門指導員と地域相談員が連携して問題解決に取り組めるように、地域の体制づくりを行う必要がある。そして、地域での相談活動の要として、相談活動全体をマネジメントする活動を行っていく。

また、条例の相談窓口では、困りごとの相談窓口として相談しやすい環境をつくり、生活相談にも応じ、障害のある人が地域で暮らしていくために必要な情報を提供するなど、社会資源へ繋がる手助けとなる活動も引き続き行っていく。

(8) 情報の提供等

【事例8】 耳マークについて知りたい。聞こえづらさへの配慮を受けたい。

【相談者】 聴覚障害のある人

【相談の内容】

耳が聞こえづらく補聴器を使用していたが、雑音がひどいため使用しなくなった。通院先やその他の場所で、きちんと聞こえていなくても「はいはい」とわかったような返事をしている。もしも、この耳マークを提示することで、はっきりわかりやすく対応してもらえる配慮が受けられるならば、耳マークをもらいたい。

【対応と結果】

- 1 耳マークについて説明し、入手方法について次回来所時まで確認し、情報提供することとした。
- 2 手話通訳に連絡し、下記の情報を得るとともに、「電話お願い手帳」をもらった。
 - ①耳マークは中途失聴者の人が主に活用しているマークである。ダウンロードできるのではないか。
 - ②役所に電話会社作成の「電話お願い手帳」が置いてある。その中に、「聞こえません、電話をしてください。」等、配慮を求めるカードがあり活用できるようになっている。
- 3 相談者へ「電話お願い手帳」と耳マークのコピーを渡すと、役立てたいと話され、今後の生活の中で、これらを活用することによって、不便が解消されることが期待できることから終結とした。

情報の提供等における分野では、聴覚障害のある人から連絡先に FAX 番号がないといった相談や、行政の職員から福祉制度の詳しい説明をしてもらえなかったといった相談が寄せられている。

事例8は、聴覚障害のある人が、別件にて来所された際に目にした耳マークをきっかけに、耳マークの情報提供を求める相談へとつながった。周囲の人に支援や理解を求めやすくするような様々な手帳やカードなどの取組があるが、広域専門指導員は、相談者にとって必要と考えられる情報の収集および提供を行い、相談者自らが選択できるよう活動している。

情報のやりとりにあたっては、障害の状況に応じて、手段や方法などの様々な配慮が必要である。千葉県では、聴覚に障害のある方の意思疎通のために使われる、手話等（手話、筆談等）を普及するための「千葉県手話言語等の普及の促進に関する条例」が平成28年6月28日から施行された。また、平成28年4月に差別解消法が施行され、障害のある人に対する不当な差別的扱いの禁止や合理的な配慮の提供が行政機関において法的義務となったことや、スマートフォンをはじめとする情報通信



「耳マーク」
聞こえが不自由なことを表す国内で使用されているマーク

技術の進展などの社会的状況の変化を受け、平成 21 年 12 月に策定した「障害のある人に対する情報保障のためのガイドライン」を平成 29 年 3 月に改定した。

(9) その他

【事例 9】 近所からの嫌がらせや差別を止めさせたい。

【相談者】 精神障害のある人

【相談の内容】

隣人がわざと大きな音を立てて雨戸を閉めるようになった。ゴミを捨てに行ったら、挨拶されたので、振り返るとものすごい形相で自分を睨んでいた。買い物先で近所の人何人かが自分のことをいろいろと話しているようで、その中の人「気違い」と言った。近所の人グルになって嫌がらせや差別をしているのを止めさせたい。

【対応と結果】

- 1 相談者からの訴えを聴くとともに、最近の状況を訊ねたところ、駅の近くを歩いていると、行き交う人が自分を睨む。知らない多くの人々が裏で何か画策をしている。公園の街灯を消された。自転車にいたずらをされたなどと話され、具体性や信憑性に欠ける話もあり精神症状の悪化が窺えた。
- 2 訴えを整理し、自転車へのいたずらなど具体的な被害がある場合は必ず警察に連絡をするように、買い物先や公園等での出来事については、相手が特定できないこと、相手の行為が相談者に向けられたものであるのか具体性に乏しいことから、差別相談としての対応が出来ないことを説明した。
- 3 主治医ほかこれまでどこにも相談していないことがわかったので、主治医への相談を勧めると、主治医が代わって間もないことや主治医へ相談すると入院になり、入院したら退院できないのではないかと不安を訴えられた。このため、他に相談窓口を探すことで相談者の承諾を得た。
- 4 地元自治体の障害者相談担当窓口へ連絡し、相談概要等を伝え適切な相談窓口は無いかを相談したところ、精神担当のケースワーカーが相談に応じてくれることになった。
- 5 相談者には、主治医に相談するよう再度勧めると共に、地元自治体のケースワーカーが相談に 응 ず る こ と を 話 し、 連 絡 先 等 を 伝 え 終 結 と し た。

条例で規定している差別の 8 つの分野に該当しない相談についても、障害を理由につらい思いをされた場合は、「その他」の分野として相談にあたってきた。「その他」の相談では、近所の人や家族から差別的なことを言われた、嫌がらせを受けたといった相談や、自治会でのトラブルに関する相談が寄せられた。

事例 9 は、近所からの嫌がらせや差別を主訴とした相談であったが、よく訊いてみると精神症状の悪化が懸念されたため、本人の意向を確認し相談窓口へつなげた事案である。地域生活の場において、周囲との人間関係や必要な支援が受

けられなければ、孤立して助けを求められない状況に置かれてしまうため、広域専門指導員は、相談を通じて必要に応じた支援者へつなぐ活動も同時に行っている。また、障害者が相談を寄せる一方で地域住民も対応に苦慮している事例も寄せられており、広域専門指導員は相談を機会に状況に応じて、地域で活動している民生委員や自治会役員等に対し、障害への理解を求める活動も行っている。

相談窓口に寄せられる個人間のトラブルは、友人や近隣の人など身近な人が多く、条例では個人間の問題に介入することはできないため、本人の悩みを傾聴することや今後の対応についての助言を行うことが多い。本人が悩みを話すことで気持ちの整理ができ、相手方への考えや関係などの整理にもつながっている。

2 相談活動のまとめ

(1) 潜在化した問題を掘り起こす相談活動

条例の相談窓口で相談が寄せられると、相談者の話をじっくりと傾聴することから相談活動が始まる。そして寄せられた相談の内容を整理し、その中から「差別に関する相談」を見極めて、相談者の意向を確認し、問題の解決方法を一緒に考える過程の中で相談者の問題解決の能力等を把握しながら、問題解決を図っている。相談者が感じている不便さや不自由さの中に潜在化した問題が洗い出されることも少なくない。個別事案の相談活動や周知活動を通して、1つずつ解決し、障害に対する理解や配慮を促す働きかけを行っていくことで、地域の中で潜在化している障害者が抱える困難の解決にもつながっていくことが期待できると考え、1つの相談を丁寧に取り組んでいる。

(2) 経験や知識を生かした活動

平成28年4月から差別解消法が施行され、身近な市町村にも差別に関する相談窓口が設置された。広域専門指導員は、これまでの条例に基づく相談活動の経験を活かし、市町村で対応困難な事案について求めに応じて助言等を実施するなど、バックアップ機能を果たしながら、市町村の相談窓口と一体となって差別の解消に向けて取り組んでいる。

本県では法に先駆けて条例を施行し、差別の解消に向けて取り組んできた実績がある。差別に関する問題の背景には、複雑な要因が絡んでいることが多く、適切に対応するためには経験や知識が必要である。これまでの条例に基づく相談活動の経験を活かし、市町村や関係機関との連携をより一層強化して、県全体で差別の解消に向けて取り組んでいる。

(3) 地域の連携を密にする活動

差別解消法において、地域の実情に応じた差別の解消のための取組みを主体的に行うネットワークとして、地方公共団体は地域協議会を組織することができることとされており、市町村でも設置が進んできている状況である。

広域専門指導員は、市町村に設置された地域協議会の委員として出席し、これまでの相談活動の経験を活かして、個別の事案から全体を俯瞰して問題を共有化するなど市町村を支援している。同時に地域協議会に参加することで、行政や地域の関係機関との地域のネットワークを強化する機会となり、情報の交換や障害者差別を解消するための取組の協議につながっている。これらの、「差別」を解消するには、どうしたらよいかを検討する過程が、本来の社会のあり方を見直す機会となり、誰もが暮らしやすい地域づくりに発展していくことが期待できると考える。そして、相談窓口にとどり着かない潜在化した方の問題解決にもつながっていくことを期待して取り組んでいる。

IV その他の活動状況

1 広域専門指導員等連絡調整会議の開催

広域専門指導員は、さまざまな障害特性を有する人から、福祉関係にとどまらず、雇用や教育、医療など多岐にわたる相談を受けており、常に関連分野の新しい情報の把握と相談支援のための知識・技術を深める必要がある。このことから、事務担当者も含めて、相談に関わる職員を対象として、広域専門指導員等連絡調整会議を開催した（原則毎月第3火曜日午前10時から午後4時）。開催状況は表1のとおり。

表1 広域専門指導員等連絡調整会議開催状況

日程 会場	内容	出席者
4月19日(火) 南庁舎別館2階 第4会議室	<ul style="list-style-type: none"> 自己紹介 事務連絡 グループ研修 	広域専門指導員 16人 事務担当職員 12人
5月17日(火) (午前) きぼーる13階 ビジネス支援センター会議室3 (午後) 南庁舎別館1階 第3会議室	<ul style="list-style-type: none"> 事務連絡 グループ研修 研修「障害者雇用における『差別禁止』と『合理的配慮』について」(改正障害者雇用促進法の概要) 講師：千葉労働局職業安定部職業対策課 地方障害者雇用担当官 山田匡彦氏 	広域専門指導員 16人 事務担当職員 6人 市町村職員 (午前のみ)13人 他県相談員 1人
6月15日(水) (午前) JR千葉駅周辺 (午後) 南庁舎別館1階 第2会議室	<ul style="list-style-type: none"> JR千葉駅周辺にて啓発活動 事務連絡 グループ研修 	広域専門指導員 16人 事務担当職員 3人
7月19日(火) 地域開催	<ul style="list-style-type: none"> グループ研修 施設見学 	広域専門指導員 15人 事務担当職員 4人 他県相談員 1人
9月15日(火) きぼーる13階 ビジネス支援センター会議室1	<ul style="list-style-type: none"> 講義「千葉県手話言語等の普及の促進に関する条例について」障害保健福祉推進班 市村副主査 事務連絡 グループ研修 研修会「精神障害のある人への相談対応について」 講師：ちば心理教育研究所 所長 光元 和憲氏 	広域専門指導員 16人 事務担当職員 5人 他県相談員 1人

日 程 会 場	内 容	出席者
10月18日(火) 南庁舎別館 2 階 第 7 会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・事務連絡 ・上半期活動報告 ・グループ研修 	広域専門指導員 16人 事務担当職員 3人
11月15日(火) 南庁舎別館 2 階 第 4 会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・事務連絡 ・グループ研修 ・障害者グループホーム等支援ワーカーと合同研修 研修会「成年後見制度利用促進法」成年後見に関する問題状況の整理 & 私の支援実践 講師 佐久間 水月 弁護士 	広域専門指導員 16人 事務担当職員 6人 他県相談員 1人
12月20日(火) 千葉県教育会館 304 会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・事務連絡 ・事例検討 ・グループ研修 	広域専門指導員 15人 事務担当職員 2人
1月17日(火) [*] 地域開催	<ul style="list-style-type: none"> ・グループ研修 (施設見学、事例検討等) ※1グループのみ1月19日(木)に実施。	広域専門指導員 16人 事務担当職員 3人
2月21日(火) 南庁舎別館 2 階 第 7 会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・事務連絡 ・事例検討 ・グループ研修 	広域専門指導員 14人 事務担当職員 3人
3月21日(火) 千葉県教育会館 304 会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・事務連絡 ・活動報告 ・事例検討 	広域専門指導員 16人 事務担当職員 3人 他県相談員 1人

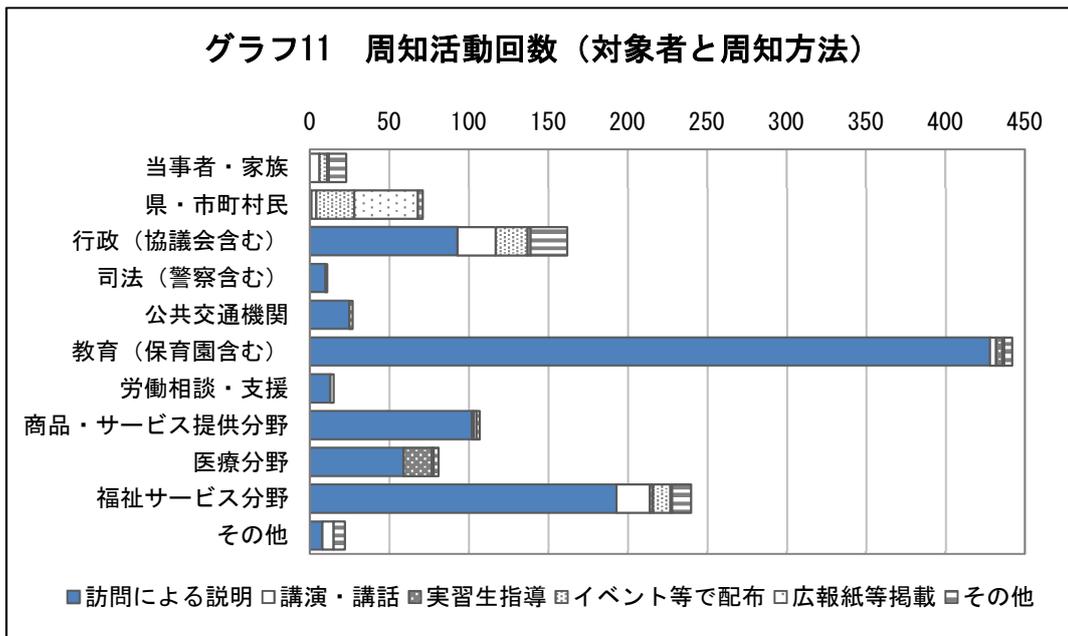
*出席者数に県障害福祉課職員は含まない。

2 障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくりのための周知活動

広域専門指導員は、差別をなくすための取組として、条例の普及啓発のための周知活動を行っている。

県障害福祉課で作成したリーフレット等を広報媒体として、訪問等を中心に平成28年度は1,201回の活動を実施した。対象者と周知方法は、グラフ11のとおり。

この活動は、条例を周知するだけでなく、広域専門指導員の名前と顔を知ってもらい、気軽に相談を持ちかけてもらえるような関係を作ることを目指した活動としても位置付けている。



障害者施設等に出向き、障害のある人やその家族、職員に対して条例の周知を図るほか、医療機関や公共交通機関の職員、スーパーマーケットの店員など障害のある人が地域生活の場で接することが多い人たちに対し、機会をとらえて条例の説明や周知を行っている。

また、広く県民に周知を図るため、広報紙への掲載や公民館等に出向くなど、障害への理解を促す活動を継続している。特に、子どもの頃から障害に関する知識を持つことで差別が少しでもなくなるように、また、地域で共に学び・暮らすことができるように幼稚園・保育所から大学までの教育機関への周知活動も積極的に行ってきた。さらに、直接児童や生徒、学生に対し差別に関する講話・講義を行えるよう協力を求めてきた結果、福祉コースのある高等学校にて特別授業を実施することにつながった。

その他、県民の日（6月15日）に、広域専門指導員16名と県障害福祉課職員がJ R 千葉駅周辺において広報用チラシ入りポケットティッシュを配布する啓発活動を実施し、広く県民に周知を図った。

（広報用チラシ）



V 今後の課題

1 継続的な周知活動

条例や差別解消法、そして相談窓口の周知については、これまでポスターの掲示や障害者手帳別冊への掲載など、あらゆる機会を利用し取り組んできたが、それでもまだ条例や差別解消法を知らない人が多いのが現状であり、周知活動は引き続きの課題である。

障害のある方や関係者だけでなく、広く県民に周知することが重要であり、県全体で行う街頭キャンペーンなどの取組みに加えて、広域専門指導員は、今後も機会を捉えて障害のある人が日常生活の中で利用することが多い事業者等に向き、条例や差別解消法について説明し、障害のある人への理解や配慮を求めるほか、相談窓口の役割などを周知する取組みを継続的に行っていく必要がある。

2 地域支援ネットワークの構築と強化

差別解消法の施行により、身近な市町村にも差別に関する相談窓口が設置されたため、市町村と連携して問題解決を図ることが増加したほか、地方公共団体は地域の実情に応じた差別の解消のための取組みを主体的に行うネットワークとして地域協議会を組織することができるようになり、市町村においても設置が進んできており、広域専門指導員がこれまでの経験や知識を活かして、助言や委員として意見を求められている。

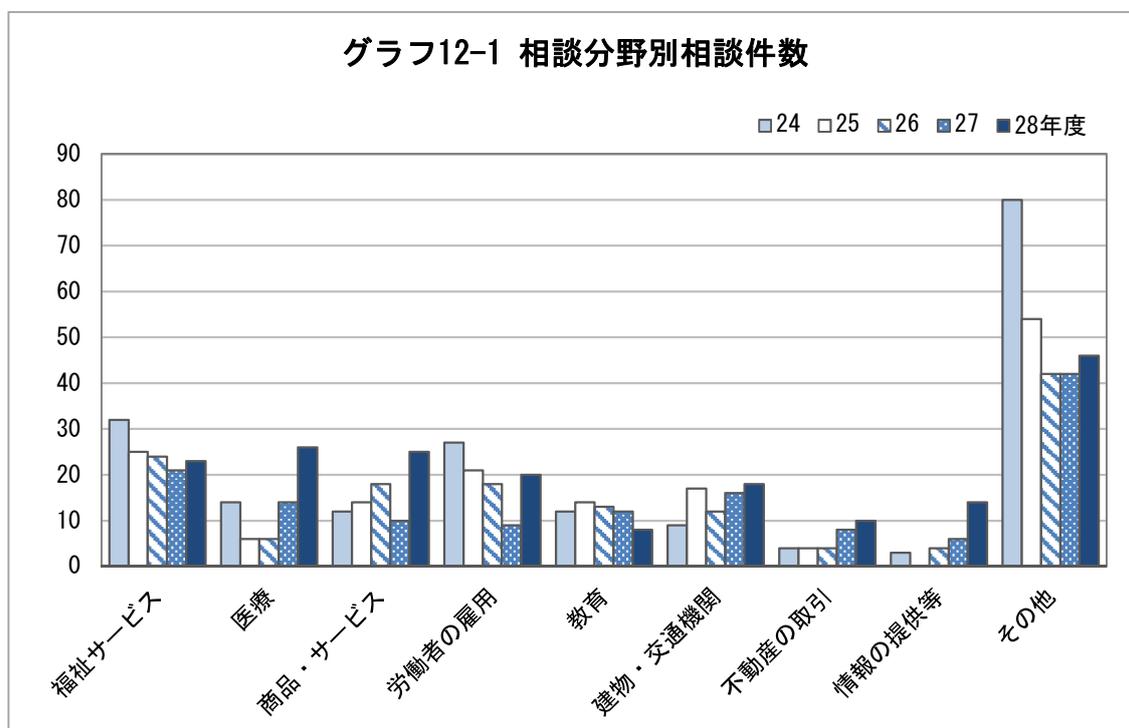
相談窓口に寄せられる相談は、障害を持った方の生活にかなり密接に絡み合っていることが多く、差別に対する問題解決だけでは十分でないことがある。また、問題によっては解決するまで時間を要し、広域専門指導員等だけでは解決しない場合もあり、行政や地域の関係機関の協力や支援は必要不可欠である。広域専門指導員は、これまで培ったネットワークに加えて、新たな地域のネットワークとして組織された地域協議会等を活用し、より一層関係機関と連携を深めることにより、「差別」をなくす地域のネットワークの構築・強化を図り、地域で一体となって障害のある人の生活や社会参加を妨げている施設・制度などの障壁をどのように解消していくかという課題に取り組み、やがては、誰もが暮らしやすい社会の実現に向けて広がるよう取り組んでいく必要がある。

VI 年度別相談受付状況

1 相談分野別取扱件数

分野	年度										
	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	合計
福祉サービス	67	67	43	41	42	32	25	24	21	23	385
医療	29	14	9	24	21	14	6	6	14	26	163
商品・サービス	24	24	26	24	24	12	14	18	10	25	201
労働者の雇用	43	34	38	27	24	27	21	18	9	20	261
教育	13	20	15	16	9	12	14	13	12	8	132
建物・交通機関	37	39	24	22	11	9	17	12	16	18	205
不動産の取引	8	8	7	11	1	4	4	4	8	10	65
情報の提供等	14	7	3	9	4	3	0	4	6	14	64
その他	60	50	68	57	60	80	54	42	42	46	559
合計	295	263	233	231	196	193	155	141	138	190	2035

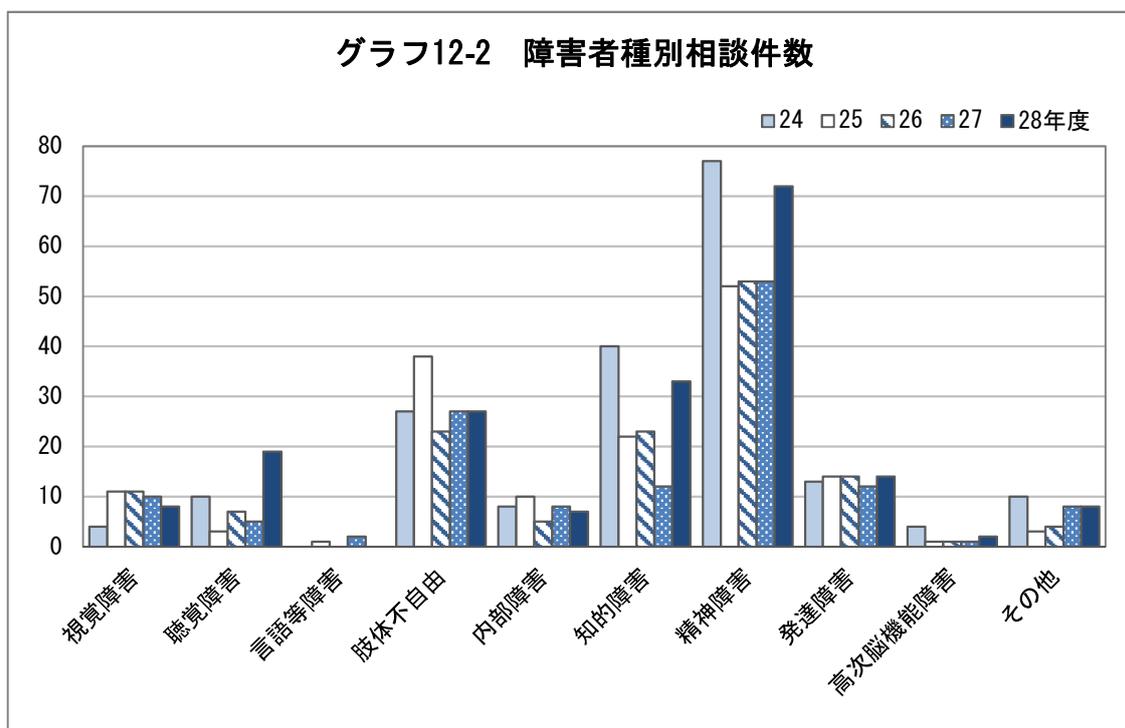
(注) 19年度については、7月からの実績となる。



2 障害種別取扱件数

障害種別 \ 年度	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	合計
視覚障害	36	31	16	15	12	4	11	11	10	8	154
聴覚障害	10	20	7	14	4	10	3	7	5	19	99
言語障害等	6	3	1	0	2	0	1	0	2	0	15
肢体不自由	68	62	60	44	35	27	38	23	27	27	411
内部障害	10	5	4	6	11	8	10	5	8	7	74
知的障害	40	47	36	41	22	40	22	23	12	33	316
精神障害	88	66	76	90	82	77	52	53	53	72	709
発達障害	20	16	18	11	17	13	14	14	12	14	149
高次脳機能障害	1	2	6	2	1	4	1	1	1	2	21
その他	16	11	9	8	10	10	3	4	8	8	87
合計	295	263	233	231	196	193	155	141	138	190	2035

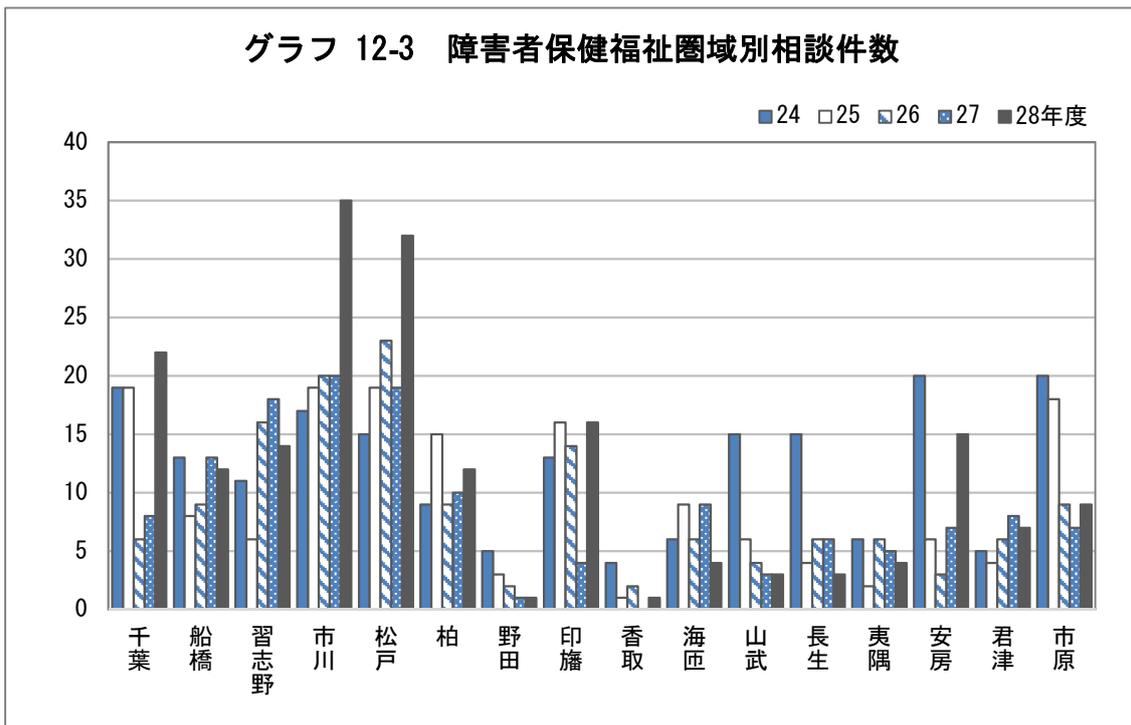
(注) 19年度については、7月からの実績となる。



3 障害保健福祉圏域別取扱件数

年度 圏域	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	合計
千葉	64	37	17	26	14	19	19	6	8	22	232
船橋	44	19	28	19	20	13	8	9	13	12	185
習志野	19	23	19	13	16	11	6	16	18	14	155
市川	15	24	17	22	17	17	19	20	20	35	206
松戸	15	19	14	16	15	15	19	23	19	32	187
柏	16	8	21	20	9	9	15	9	10	12	129
野田	21	21	13	8	5	5	3	2	1	1	80
印旛	18	13	9	19	16	13	16	14	4	16	138
香取	10	5	12	7	5	4	1	2	0	1	47
海匝	7	7	5	3	3	6	9	6	9	4	59
山武	5	8	3	10	9	15	6	4	3	3	66
長生	9	11	14	15	17	15	4	6	6	3	100
夷隅	12	14	19	9	6	6	2	6	5	4	83
安房	7	28	19	16	17	20	6	3	7	15	138
君津	14	12	11	8	8	5	4	6	8	7	83
市原	18	12	8	12	17	20	18	9	7	9	130
県外・不明	1	2	4	8	2	0	0	0	0	0	17
合計	295	263	233	231	196	193	155	141	138	190	2035

(注) 19年度については、7月からの実績となる。



障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例

平成十八年十月二十日条例第五十二号

改正 平成十九年十二月二十一日条例第七十八号

改正 平成二十四年三月二十三日条例第二十二号

改正 平成二十八年三月二十五日条例第三十号

目次

前文

第一章 総則（第一条―第七条）

第二章 差別の事案の解決

第一節 差別の禁止（第八条―第十一条）

第二節 地域相談員等（第十二条―第十九条）

第三節 解決のための手続（第二十条―第二十八条）

第三章 推進会議（第二十九条・第三十条）

第四章 理解を広げるための施策（第三十一条・第三十二条）

第五章 雑則（第三十三条―第三十六条）

附則

障害のある人もない人も、誰もが、お互いの立場を尊重し合い、支え合いながら、安心して暮らすことのできる社会こそ、私たちが目指すべき地域社会である。

このような地域社会を実現するため、今、私たちに求められているのは、障害のある人に対する福祉サービスの充実とともに、障害のある人への誤解や偏見をなくしていくための取組である。

この取組は、障害のある人に対する理解を広げる県民運動の契機となり、差別を身近な問題として考える出発点となるものである。そして、障害のあるなしにかかわらず、誰もが幼いころから共に地域社会で生きるという意識を育むのである。

すべての県民のために、差別のない地域社会の実現と、一人ひとりの違いを認め合い、かけがえのない人生を尊重し合う千葉県づくりを目指して、ここに障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例を制定する。

第一章 総則

（目的）

第一条 この条例は、障害のある人に対する理解を広げ、差別をなくすための取組について、基本理念を定め、県、市町村及び県民の役割を明らかにするとともに、当該取組に係る施策を総合的に推進し、障害のある人もない人も共に暮らしやすい社会の実現を図り、もって現在及び将来の県民の福祉の増進に資することを目的とする。

（定義）

第二条 この条例において「障害」とは、障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）第二条第一号に規定する障害及び同条第二号に規定する社会的

障壁により継続的に日常生活又は社会生活において相当な制限を受ける状態をいう。

- 2 この条例において「差別」とは、次の各号に掲げる行為（以下「不利益取扱い」という。）をすること及び障害のある人が障害のない人と実質的に同等の日常生活又は社会生活を営むために必要な合理的な配慮に基づく措置（以下「合理的な配慮に基づく措置」という。）を行わないことをいう。
 - 一 福祉サービスを提供し、又は利用させる場合において、障害のある人に対して行う次に掲げる行為
 - イ 障害を理由として、福祉サービスの利用に関する適切な相談及び支援が行われることなく、本人の意に反して、入所施設における生活を強いること。
 - ロ 本人の生命又は身体の保護のためやむを得ない必要がある場合その他の合理的な理由なく、障害を理由として、福祉サービスの提供を拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を課し、その他不利益な取扱いをすること。
 - 二 医療を提供し、又は受けさせる場合において、障害のある人に対して行う次に掲げる行為
 - イ 本人の生命又は身体の保護のためやむを得ない必要がある場合その他の合理的な理由なく、障害を理由として、医療の提供を拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を課し、その他不利益な取扱いをすること。
 - ロ 法令に特別の定めがある場合を除き、障害を理由として、本人が希望しない長期間の入院その他の医療を受けることを強い、又は隔離すること。
 - 三 商品又はサービスを提供する場合において、障害のある人に対して、サービスの本質を著しく損なうこととなる場合その他の合理的な理由なく、障害を理由として、商品又はサービスの提供を拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を課し、その他不利益な取扱いをすること。
 - 四 労働者を雇用する場合において、障害のある人に対して行う次に掲げる行為
 - イ 労働者の募集又は採用に当たって、本人が業務の本質的部分を遂行することが不可能である場合その他の合理的な理由なく、障害を理由として、応募若しくは採用を拒否し、又は条件を課し、その他不利益な取扱いをすること。
 - ロ 賃金、労働時間その他の労働条件又は配置、昇進若しくは教育訓練若しくは福利厚生について、本人が業務の本質的部分を遂行することが不可能である場合その他の合理的な理由なく、障害を理由として、不利益な取扱いをすること。
 - ハ 本人が業務の本質的部分を遂行することが不可能である場合その他の合理的な理由なく、障害を理由として、解雇し、又は退職を強いること。
 - 五 教育を行い、又は受けさせる場合において、障害のある人に対して行う

次に掲げる行為

イ 本人に必要と認められる適切な指導及び支援を受ける機会を与えないこと。

ロ 本人若しくはその保護者（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第十六条に規定する保護者をいう。以下同じ。）の意見を聴かないで、又は必要な説明を行わないで、入学する学校（同法第一条に規定する学校をいう。）を決定すること。

六 障害のある人が建物その他の施設又は公共交通機関を利用する場合において、障害のある人に対して行う次に掲げる行為

イ 建物の本質的な構造上やむを得ない場合その他の合理的な理由なく、障害を理由として、不特定かつ多数の者の利用に供されている建物その他の施設の利用を拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を課し、その他不利益な取扱いをすること。

ロ 本人の生命又は身体の保護のためやむを得ない必要がある場合その他の合理的な理由なく、障害を理由として、公共交通機関の利用を拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を課し、その他不利益な取扱いをすること。

七 不動産の取引を行う場合において、障害のある人又は障害のある人と同居する者に対して、障害を理由として、不動産の売却、賃貸、転貸又は賃借権の譲渡を拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を課し、その他不利益な取扱いをすること。

八 情報を提供し、又は情報の提供を受ける場合において、障害のある人に対して行う次に掲げる行為

イ 障害を理由として、障害のある人に対して情報の提供をするときに、これを拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を課し、その他不利益な取扱いをすること。

ロ 障害を理由として、障害のある人が情報の提供をするときに、これを拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を課し、その他不利益な取扱いをすること。

一部改正〔平成一九年条例七八号・二四年二二号〕

（基本理念）

第三条 すべて障害のある人は、障害を理由として差別を受けず、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしく、地域で暮らし権利を有する。

2 障害のある人に対する差別をなくす取組は、差別の多くが障害のある人に対する誤解、偏見その他の理解の不足から生じていることを踏まえ、障害のある人に対する理解を広げる取組と一体のものとして、行われなければならない。

3 障害のある人に対する差別をなくす取組は、様々な立場の県民がそれぞれの立場を理解し、相協力することにより、すべての人がその人の状況に応じて暮らしやすい社会をつくるべきことを旨として、行われなければならない。

(県の責務)

第四条 県は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、障害のある人に対する理解を広げ、差別をなくすための施策を総合的かつ主体的に策定し、及び実施するものとする。

(県と市町村との連携)

第五条 県は、市町村がその地域の特性に応じた、障害のある人に対する理解を広げ、差別をなくすための施策を実施する場合にあっては、市町村と連携するとともに、市町村に対して情報の提供、技術的な助言その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(県民の役割)

第六条 県民は、基本理念にのっとり、障害のある人に対する理解を深めるよう努め、障害のある県民及びその関係者は、障害のあることによる生活上の困難を周囲の人に対して積極的に伝えるよう努めるものとする。

2 県民は、基本理念にのっとり、県又は市町村が実施する、障害のある人に対する理解を広げ、差別をなくすための施策に協力するよう努めるものとする。

(財政上の措置)

第七条 知事は、県の財政運営上可能な範囲内において、障害のある人に対する理解を広げ、差別をなくすための施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるものとする。

第二章 差別の事案の解決

第一節 差別の禁止

全部改正〔平成二四年条例二二号〕

(差別の禁止)

第八条 何人も、障害のある人に対し、差別をしてはならない。ただし、不利益取扱いをしないこと又は合理的な配慮に基づく措置を行うことが、社会通念上相当と認められる範囲を超えた人的負担、物的負担又は経済的負担その他の過重な負担になる場合においては、この限りでない。

第九条から第十一条まで 削除

削除〔平成二四年条例二二号〕

第二節 地域相談員等

第十二条及び第十三条 削除

削除〔平成二四年条例二二号〕

(相談業務の委託)

第十四条 知事は、障害のある人に関する相談を受け、又は人権擁護を行う者その他第三十条第一項各号に掲げる分野に関し優れた識見を有する者のうち適当と認める者に委託して、差別に該当する事案（以下「対象事案」という。）に関する相談に係る業務を行わせることができる。

2 知事は、前項の委託を行うに当たっては、あらかじめ千葉県行政組織条例（昭和三十二年千葉県条例第三十一号）に基づき設置された千葉県障害のある人の相談に関する調整委員会（以下「調整委員会」という。）の意見を

聴かなければならない。ただし、身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十二条の三第三項に規定する身体障害者相談員又は知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第十五条の二第三項に規定する知的障害者相談員である者に委託を行う場合は、この限りでない。

一部改正〔平成二四年条例二二号〕

（業務遂行の原則）

第十五条 前条第一項に規定する業務を行う相談員（以下「地域相談員」という。）は、対象事案の関係者それぞれの立場を理解し、誠実にその業務を行わなければならない。

2 地域相談員は、この条例に基づき業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その業務を終了した後も同様とする。

一部改正〔平成二四年条例二二号〕

（広域専門指導員）

第十六条 知事は、次の各号に掲げる職務を適正かつ確実に行うことができると認められる者を、千葉県行政組織条例第十七条第四項に規定する健康福祉センターの所管区域及び保健所を設置する市の区域ごとに、広域専門指導員として委嘱することができる。

一 地域相談員に対し、専門的な見地から業務遂行に必要な技術について指導及び助言を行うこと。

二 対象事案に関する相談事例の調査及び研究に関すること。

三 第二十二條第二項に規定する調査に関すること。

2 知事は、前項の委嘱を行うに当たっては、あらかじめ調整委員会の意見を聴かなければならない。

（指導及び助言）

第十七条 地域相談員は、対象事案に係る相談について、必要に応じ、広域専門指導員の指導及び助言を求めることができる。

2 広域専門指導員は、前項の求めがあったときは、適切な指導及び助言を行うものとする。

（協力）

第十八条 地域相談員以外の、障害のある人に関する相談を受け、又は人権擁護を行うものは、知事、地域相談員及び広域専門指導員と連携し、この条例に基づく施策の実施に協力するよう努めるものとする。

（職務遂行の原則）

第十九条 広域専門指導員は、対象事案の関係者それぞれの立場を理解し、誠実にその職務を行わなければならない。

2 広域専門指導員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

第三節 解決のための手続

（相談）

第二十条 障害のある人、その保護者又はその関係者は、対象事案があると思うときは、地域相談員に相談することができる。

2 地域相談員は、前項の相談を受けたときは、次の各号に掲げる措置を講じることができる。

- 一 関係者への必要な説明及び助言並びに関係者間の調整
- 二 関係行政機関の紹介
- 三 法律上の支援（民事上の事件に限る。）の制度に関するあっせん
- 四 関係行政機関への前項の相談に係る事実の通告
- 五 虐待に該当すると思われる事実の通報
- 六 次条に規定する助言及びあっせんの申立ての支援
（助言及びあっせんの申立て）

第二十一条 障害のある人は、対象事案があると思うときは、知事に対し、調整委員会が当該対象事案を解決するために必要な助言又はあっせんを行うべき旨の申立てをすることができる。

2 障害のある人の保護者又は関係者は、前項の申立てをすることができる。ただし、本人の意に反することが明らかであると認められるときは、この限りでない。

3 前各項の申立ては、その対象事案が次の各号のいずれかに該当する場合は、することができない。

- 一 行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）その他の法令により、審査請求その他の不服申立てをすることができる事案であって行政庁の行う処分取消し、撤廃又は変更を求めるものであること。
- 二 申立ての原因となる事実のあった日（継続する行為にあっては、その行為の終了した日）から三年を経過しているものであること（その間に申立てをしなかったことにつき正当な理由がある場合を除く。）。
- 三 現に犯罪の捜査の対象となっているものであること。

一部改正〔平成二八年条例三〇号〕

（事実の調査）

第二十二条 知事は、前条第一項又は第二項の申立てがあったときは、当該申立てに係る事実について調査を行うことができる。この場合において、調査の対象者は、正当な理由がある場合を除き、これに協力しなければならない。

2 知事は、前条第一項又は第二項の申立てについて必要があると認める場合には、広域専門指導員に必要な調査を行わせることができる。

3 関係行政機関の長は、第一項の規定により調査の協力を求められた場合において、当該調査に協力することが、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他公共の安全と秩序の維持（以下「公共の安全と秩序の維持」という。）に支障を及ぼすおそれがあることにつき相当の理由があると認めるときは、当該調査を拒否することができる。

4 関係行政機関の長は、第一項の規定による調査に対して、当該調査の対象事案に係る事実が存在しているか否かを答えるだけで、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるときは、当該事実の存否を明らかにしないで、当該調査を拒否することができる。

(助言及びあっせん)

第二十三条 知事は、第二十一条第一項又は第二項に規定する申立てがあつたときは、調整委員会に対し、助言又はあっせんを行うことの適否について審理を求めるものとする。

2 調整委員会は、前項の助言又はあっせんのために必要があると認めるときは、当該助言又はあっせんに係る障害のある人、事業者その他の関係者に対し、その出席を求めて説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

3 関係行政機関の長は、前項に規定する出席による説明若しくは意見の陳述又は資料の提出(以下「説明等」という。)を求められた場合において、当該説明等に応じることが、公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあることにつき相当の理由があると認めるときは、当該説明等を拒否することができる。

4 関係行政機関の長は、説明等の求めに対して、当該対象事案について事実が存在しているか否かを答えるだけで、公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるときは、当該事実の存否を明らかにしないで、当該説明等の求めを拒否することができる。

(勧告等)

第二十四条 調整委員会は、前条第一項に規定する助言又はあっせんを行った場合において、差別をしたと認められる者が、正当な理由なく当該助言又はあっせんに従わないときは、知事に対して当該差別を解消するよう勧告することを求めることができる。

2 知事は、前項の求めがあつた場合において、差別をしたと認められる者に対して、当該差別を解消するよう勧告することができる。この場合において、知事は、前項の求めを尊重しなければならない。

3 知事は、正当な理由なく第二十二条第一項の調査を拒否した者に対して、調査に協力するよう勧告するものとする。

4 知事は、関係行政機関に対し第二項に規定する勧告をしようとするときは、あらかじめ、当該行政機関の長に対してその旨を通知しなければならない。この場合において、当該行政機関の長が公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあることにつき相当の理由があると認めて通知したときは、知事は、当該勧告をしないものとする。

(意見の聴取)

第二十五条 知事は、前条第二項又は第三項の規定による勧告をする場合には、あらかじめ、期日、場所及び事案の内容を示して、当事者又はその代理人の出頭を求めて、意見の聴取を行わなければならない。ただし、これらの者が正当な理由なく意見の聴取に応じないときは、意見の聴取を行わないで勧告することができる。

(訴訟の援助)

第二十六条 知事は、障害のある人が、差別をしたと認められるものに対して提起する訴訟(民事調停法(昭和二十六年法律第二百二十二号)による調

停、民事訴訟法（平成八年法律第百九号）第二百七十五条第一項の和解及び労働審判法（平成十六年法律第四十五号）による労働審判手続を含む。以下同じ。）が第二十三条第一項に規定する助言又はあっせんの審理を行った事案に係るものである場合であって、調整委員会が適当と認めるときは、当該訴訟を提起する者に対し、規則で定めるところにより、当該訴訟に要する費用の貸付けその他の援助をすることができる。

（貸付金の返還等）

第二十七条 前条の規定により訴訟に要する費用の貸付けを受けた者は、当該訴訟が終了したときは、規則で定める日までに、当該貸付金を返還しなければならない。ただし、知事は、災害その他やむを得ない事情があると認めるときは、相当の期間、貸付金の全部又は一部の返還を猶予することができる。

（秘密の保持）

第二十八条 調整委員会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

第三章 推進会議

（設置）

第二十九条 県は、障害のある人に対する理解を広げ、差別をなくすため、障害のある人及びその支援を行う者、次条第一項に規定する分野における事業者、障害のある人に関する施策又は人権擁護に関し専門的知識を有する者並びに県の職員からなる会議（以下「推進会議」という。）を組織するものとする。

2 推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、知事が定める。

（分野別会議）

第三十条 推進会議に、次の各号に掲げる分野ごとの会議（以下「分野別会議」という。）を置くものとする。

- 一 福祉サービス、医療及び情報の提供等の分野
- 二 商品及びサービスの提供の分野
- 三 労働者の雇用の分野
- 四 教育の分野
- 五 建物等及び公共交通機関並びに不動産の取引の分野

2 分野別会議は、次の各号に掲げる事項に関し協議を行うものとする。

- 一 前項各号に掲げるそれぞれの分野における障害のある人に対する差別の状況についての共通の認識の醸成に関すること。
- 二 前項各号に掲げるそれぞれの分野における障害のある人に対する理解を広げ、差別をなくすための、構成員によるそれぞれの立場に応じた提案に基づく具体的な取組に関すること。
- 三 前号に規定する取組の実施の状況に関すること。
- 四 調整委員会と連携して行う、前項各号に掲げるそれぞれの分野における差別の事例及び差別の解消のための仕組みの分析及び検証に関すること。

3 分野別会議の構成員は、基本理念にのっとり、相協力して障害のある人

に対する理解を広げ、差別をなくすための取組の推進に努めなければならない。

第四章 理解を広げるための施策

(表彰)

第三十一条 知事は、障害のある人に対する理解を広げ、差別をなくすため、基本理念にのっとり、県民の模範となる行為をしたと認められるものについて、表彰をすることができる。

2 知事は、前項の表彰をするに当たっては、調整委員会の意見を聴かなければならない。

3 地域相談員及び広域専門指導員は、第一項の行為をしたと認められるものを知事に推薦することができる。

4 知事は、第一項の表彰をした場合は、その旨を公表するものとする。

(情報の提供等)

第三十二条 知事は、障害のある人に対する理解を広げ、差別をなくすための民間の取組について、県民への情報の提供その他の必要な支援をすることができる。

第五章 雑則

(条例の運用上の配慮)

第三十三条 この条例の運用に当たっては、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百三十八条の四第一項に規定する委員会及び委員の独立性並びに市町村の自主性及び自立性は、十分配慮されなければならない。

(関係行政機関の措置)

第三十四条 関係行政機関は、この条例の趣旨にのっとり、公共の安全と秩序の維持に係る事務の執行に関し、障害のある人に対する理解を広げ、差別をなくすため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(委任)

第三十五条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第三十六条 第十九条第二項又は第二十八条の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成十九年七月一日から施行する。ただし、附則第三項及び第四項の規定は、同年一月一日から施行する。

(検討)

2 知事は、この条例の施行後三年を目途として、この条例の施行の状況、障害のある人の権利擁護に関する法制の整備の動向等を勘案し、この条例の規定について、障害及び差別の範囲、解決のための手続等を含め検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(千葉県行政組織条例の一部改正)

3 千葉県行政組織条例の一部を次のように改正する。

別表第二中千葉県障害者介護給付費等不服審査会の項の次に次のように加える。

千葉県障害のある人の相談に関する調整委員会	障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例（平成十八年千葉県条例第五十二号）第十四条第二項、第十六条第二項及び第三十一条第二項の規定による意見を具申し、同条例第二十三条第一項の規定による助言及びあつせんを行い、同条例第二十四条第一項の規定による勧告について建議し、同条例第二十六条の規定による訴訟の援助について審議し、並びに障害のある人に対する理解を広げ、差別をなくすための施策の策定及び実施に関する重要事項（同条例の解釈指針の策定を含む。）を調査審議し、これに関し必要と認める事項を知事に建議すること。
-----------------------	--

別表第三中千葉県障害者介護給付費等不服審査会の項の次に次のように加える。

千葉県障害のある人の相談に関する調整委員会	委員長 副委員長 委員	一 障害のある人 二 県議会議員 三 福祉、医療、雇用、教育、法律その他障害のある人に対する差別の解消について専門的な知識を有する者	二十人以内	二年
-----------------------	-------------------	--	-------	----

（準備行為）

4 第十四条第二項及び第十六条第二項の規定による意見の聴取並びにこれらに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

附 則（平成十九年十二月二十一日条例第七十八号）

この条例は、学校教育法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第九十六号）の施行の日から施行する。

附 則（平成二十四年三月二十三日条例第二十二号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第十二条から第十四条まで及び第十五条第一項の改正規定は平成二十四年四月一日から、目次の改正規定、第二条第三項を削る改正規定並びに第二章第一節の節名及び第九条から第十一条までの改正規定は同年十月一日から施行する。

附 則（平成二十八年三月二十五日条例第三十号）

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律

平成二十五年法律第六十五号

目次

- 第一章 総則（第一条—第五条）
- 第二章 障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（第六条）
- 第三章 行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置（第七条—第十三条）
- 第四章 障害を理由とする差別を解消するための支援措置（第十四条—第二十条）
- 第五章 雑則（第二十一条—第二十四条）
- 第六章 罰則（第二十五条・第二十六条）
- 附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）の基本的な理念にのっとり、全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを踏まえ、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項、行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置等を定めることにより、障害を理由とする差別の解消を推進し、もって全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 障害者 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
- 二 社会的障壁 障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。
- 三 行政機関等 国の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体（地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）第三章の規定の適用を受ける地方公共団体の経営する企業を除く。第七号、第十条及び附則第四条第一項において同じ。）及び地方独立行政法人をいう。
- 四 国の行政機関 次に掲げる機関をいう。

- イ 法律の規定に基づき内閣に置かれる機関（内閣府を除く。）及び内閣の所轄の下に置かれる機関
 - ロ 内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十九条第一項及び第二項に規定する機関（これらの機関のうち二の政令で定める機関が置かれる機関にあつては、当該政令で定める機関を除く。）
 - ハ 国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第三条第二項に規定する機関（ホの政令で定める機関が置かれる機関にあつては、当該政令で定める機関を除く。）
 - ニ 内閣府設置法第三十九条及び第五十五条並びに宮内庁法（昭和二十二年法律第七十号）第十六条第二項の機関並びに内閣府設置法第四十条及び第五十六条（宮内庁法第十八条第一項において準用する場合を含む。）の特別の機関で、政令で定めるもの
 - ホ 国家行政組織法第八条の二の施設等機関及び同法第八条の三の特別の機関で、政令で定めるもの
 - ヘ 会計検査院
- 五 独立行政法人等 次に掲げる法人をいう。
- イ 独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。ロにおいて同じ。）
 - ロ 法律により直接に設立された法人、特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人（独立行政法人を除く。）又は特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政庁の認可を要する法人のうち、政令で定めるもの
- 六 地方独立行政法人 地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人（同法第二十一条第三号に掲げる業務を行うものを除く。）をいう。
- 七 事業者 商業その他の事業を行う者（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。）をいう。
- （国及び地方公共団体の責務）
- 第三条 国及び地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、障害を理由とする差別の解消の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。
- （国民の責務）
- 第四条 国民は、第一条に規定する社会を実現する上で障害を理由とする差別の解消が重要であることに鑑み、障害を理由とする差別の解消の推進に寄与するよう努めなければならない。
- （社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮に関する環境の整備）
- 第五条 行政機関等及び事業者は、社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮を的確に行うため、自ら設置する施設の構造の改善及び設備の整

備、関係職員に対する研修その他の必要な環境の整備に努めなければならない。

第二章 障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針

第六条 政府は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策に関する基本的な方向
- 二 行政機関等が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する基本的な事項
- 三 事業者が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する基本的な事項

四 その他障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策に関する重要事項

3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成しようとするときは、あらかじめ、障害者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、障害者政策委員会の意見を聴かななければならない。

5 内閣総理大臣は、第三項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

6 前三項の規定は、基本方針の変更について準用する。

第三章 行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置

（行政機関等における障害を理由とする差別の禁止）

第七条 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

2 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。

（事業者における障害を理由とする差別の禁止）

第八条 事業者は、その事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

2 事業者は、その事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害

者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をするように努めなければならない。

(国等職員対応要領)

第九条 国の行政機関の長及び独立行政法人等は、基本方針に即して、第七条に規定する事項に関し、当該国の行政機関及び独立行政法人等の職員が適切に対応するために必要な要領（以下この条及び附則第三条において「国等職員対応要領」という。）を定めるものとする。

- 2 国の行政機関の長及び独立行政法人等は、国等職員対応要領を定めようとするときは、あらかじめ、障害者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。
- 3 国の行政機関の長及び独立行政法人等は、国等職員対応要領を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 4 前二項の規定は、国等職員対応要領の変更について準用する。

(地方公共団体等職員対応要領)

第十条 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、基本方針に即して、第七条に規定する事項に関し、当該地方公共団体の機関及び地方独立行政法人の職員が適切に対応するために必要な要領（以下この条及び附則第四条において「地方公共団体等職員対応要領」という。）を定めるよう努めるものとする。

- 2 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、地方公共団体等職員対応要領を定めようとするときは、あらかじめ、障害者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 3 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、地方公共団体等職員対応要領を定めたときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。
- 4 国は、地方公共団体の機関及び地方独立行政法人による地方公共団体等職員対応要領の作成に協力しなければならない。
- 5 前三項の規定は、地方公共団体等職員対応要領の変更について準用する。

(事業者のための対応指針)

第十一条 主務大臣は、基本方針に即して、第八条に規定する事項に関し、事業者が適切に対応するために必要な指針（以下「対応指針」という。）を定めるものとする。

- 2 第九条第二項から第四項までの規定は、対応指針について準用する。

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第十二条 主務大臣は、第八条の規定の施行に関し、特に必要があると認めるときは、対応指針に定める事項について、当該事業者に対し、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(事業主による措置に関する特例)

第十三条 行政機関等及び事業者が事業主としての立場で労働者に対して行う障害を理由とする差別を解消するための措置については、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第二百二十三号）の定めるところによる。

第四章 障害を理由とする差別を解消するための支援措置

(相談及び紛争の防止等のための体制の整備)

第十四条 国及び地方公共団体は、障害者及びその家族その他の関係者からの障害を理由とする差別に関する相談に的確に応ずるとともに、障害を理由とする差別に関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう必要な体制の整備を図るものとする。

(啓発活動)

第十五条 国及び地方公共団体は、障害を理由とする差別の解消について国民の関心と理解を深めるとともに、特に、障害を理由とする差別の解消を妨げている諸要因の解消を図るため、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第十六条 国は、障害を理由とする差別を解消するための取組に資するよう、国内外における障害を理由とする差別及びその解消のための取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(障害者差別解消支援地域協議会)

第十七条 国及び地方公共団体の機関であって、医療、介護、教育その他の障害者の自立と社会参加に関連する分野の事務に従事するもの（以下この項及び次条第二項において「関係機関」という。）は、当該地方公共団体の区域において関係機関が行う障害を理由とする差別に関する相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行うため、関係機関により構成される障害者差別解消支援地域協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

2 前項の規定により協議会を組織する国及び地方公共団体の機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

- 一 特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人その他の団体
- 二 学識経験者
- 三 その他当該国及び地方公共団体の機関が必要と認める者

(協議会の事務等)

第十八条 協議会は、前条第一項の目的を達するため、必要な情報を交換するとともに、障害者からの相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組に関する協議を行うものとする。

2 関係機関及び前条第二項の構成員（次項において「構成機関等」という。）は、前項の協議の結果に基づき、当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組を行うものとする。

3 協議会は、第一項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるとき、又は構成機関等が行う相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組に関し他の構成機関等から要請があった場合において必要があると認めるときは、構成機関等に対し、相談を行った

障害者及び差別に係る事案に関する情報の提供、意見の表明その他の必要な協力を求めることができる。

4 協議会の庶務は、協議会を構成する地方公共団体において処理する。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

(秘密保持義務)

第十九条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第二十条 前三条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第五章 雑則

(主務大臣)

第二十一条 この法律における主務大臣は、対応指針の対象となる事業者の事業を所管する大臣又は国家公安委員会とする。

(地方公共団体が処理する事務)

第二十二条 第十二条に規定する主務大臣の権限に属する事務は、政令で定めるところにより、地方公共団体の長その他の執行機関が行うこととすることができる。

(権限の委任)

第二十三条 この法律の規定により主務大臣の権限に属する事項は、政令で定めるところにより、その所属の職員に委任することができる。

(政令への委任)

第二十四条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第六章 罰則

第二十五条 第十九条の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第二十六条 第十二条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次条から附則第六条までの規定は、公布の日から施行する。

(基本方針に関する経過措置)

第二条 政府は、この法律の施行前においても、第六条の規定の例により、基本方針を定めることができる。この場合において、内閣総理大臣は、この法律の施行前においても、同条の規定の例により、これを公表することができる。

2 前項の規定により定められた基本方針は、この法律の施行の日において第六条の規定により定められたものとみなす。

(国等職員対応要領に関する経過措置)

第三条 国の行政機関の長及び独立行政法人等は、この法律の施行前においても、第九条の規定の例により、国等職員対応要領を定め、これを公表することができる。

2 前項の規定により定められた国等職員対応要領は、この法律の施行の日において第九条の規定により定められたものとみなす。

(地方公共団体等職員対応要領に関する経過措置)

第四条 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、この法律の施行前においても、第十条の規定の例により、地方公共団体等職員対応要領を定め、これを公表することができる。

2 前項の規定により定められた地方公共団体等職員対応要領は、この法律の施行の日において第十条の規定により定められたものとみなす。

(対応指針に関する経過措置)

第五条 主務大臣は、この法律の施行前においても、第十一条の規定の例により、対応指針を定め、これを公表することができる。

2 前項の規定により定められた対応指針は、この法律の施行の日において第十一条の規定により定められたものとみなす。

(政令への委任)

第六条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第七条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、第八条第二項に規定する社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮の在り方その他この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に応じて所要の見直しを行うものとする。

(障害者基本法の一部改正)

第八条 障害者基本法の一部を次のように改正する。

第三十二条第二項に次の一号を加える。

四 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成二十五年法律第六十五号）の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。

(内閣府設置法の一部改正)

第九条 内閣府設置法の一部を次のように改正する。

第四条第三項第四十四号の次に次の一号を加える。

四十四の二 障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成二十五年法律第六十五号）第六条第一項に規定するものをいう。）の作成及び推進に関すること。

障害者の雇用の促進等に関する法律（抜粋）

昭和三十五年七月二十五日法律第二百二十三号

第二章の二 障害者に対する差別の禁止等

（障害者に対する差別の禁止）

第三十四条 事業主は、労働者の募集及び採用について、障害者に対して、障害者でない者と均等な機会を与えなければならない。

第三十五条 事業主は、賃金の決定、教育訓練の実施、福利厚生施設の利用その他の待遇について、労働者が障害者であることを理由として、障害者でない者と不当な差別的取扱いをしてはならない。

（障害者に対する差別の禁止に関する指針）

第三十六条 厚生労働大臣は、前二条の規定に定める事項に関し、事業主が適切に対処するために必要な指針（次項において「差別の禁止に関する指針」という。）を定めるものとする。

（雇用の分野における障害者と障害者でない者との均等な機会の確保等を図るための措置）

第三十六条の二 事業主は、労働者の募集及び採用について、障害者と障害者でない者との均等な機会の確保の支障となつている事情を改善するため、労働者の募集及び採用に当たり障害者からの申出により当該障害者の障害の特性に配慮した必要な措置を講じなければならない。ただし、事業主に対して過重な負担を及ぼすこととなるときは、この限りでない。

第三十六条の三 事業主は、障害者である労働者について、障害者でない労働者との均等な待遇の確保又は障害者である労働者の有する能力の有効な発揮の支障となつている事情を改善するため、その雇用する障害者である労働者の障害の特性に配慮した職務の円滑な遂行に必要な施設の整備、援助を行う者の配置その他の必要な措置を講じなければならない。ただし、事業主に対して過重な負担を及ぼすこととなるときは、この限りでない。

第三十六条の四 事業主は、前二条に規定する措置を講ずるに当たつては、障害者の意向を十分に尊重しなければならない。

2 事業主は、前条に規定する措置に関し、その雇用する障害者である労働者からの相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備その他の雇用管理上必要な措置を講じなければならない。

（雇用の分野における障害者と障害者でない者との均等な機会の確保等に関する指針）

第三十六条の五 厚生労働大臣は、前三条の規定に基づき事業主が講ずべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るために必要な指針（次項において「均等な機会の確保等に関する指針」という。）を定めるものとする。

（助言、指導及び勧告）

第三十六条の六 厚生労働大臣は、第三十四条、第三十五条及び第三十六条の二から第三十六条の四までの規定の施行に関し必要があると認めるときは、事業主

に対して、助言、指導又は勧告をすることができる。

（一般事業主の雇用義務等）

第四十三条 事業主（常時雇用する労働者（以下単に「労働者」という。）を雇用する事業主をいい、国及び地方公共団体を除く。次章を除き、以下同じ。）は、厚生労働省令で定める雇用関係の変動がある場合には、その雇用する対象障害者である労働者の数が、その雇用する労働者の数に障害者雇用率を乗じて得た数以上であるようにしなければならない。

※障害者雇用率（法定雇用率）

一般の民間企業…2.0%、特殊法人等…2.3%

国・地方公共団体…2.3%、都道府県等の教育委員会…2.2%

※障害者の雇用の促進等に関する法律の改正により、法定雇用率の算定基礎に、新たに精神障害者が追加された（平成30年4月1日施行）。

発行日 平成29年11月1日

発行元

千葉県健康福祉部障害者福祉推進課

〒260-8667 千葉市中央区市場町1番1号

TEL 043-223-2935

FAX 043-221-3977

E-mail syousui@pref.chiba.lg.jp